

令和2年定例会

環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

1	議案第40号 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案について	1
2	議案第41号 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案について	4
3	議案第42号 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案について	5
4	議案第44号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案について	6
5	議案第68号 三重県環境基本計画の変更について	7

◎ 所管事項説明

1	「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて（環境生活部関係）	10
2	みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）について	12
3	第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン最終案について	14
4	三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）最終案について	30
5	三重県消費者施策基本指針最終案について	33
6	水道法改正に伴う水道事業における基盤強化の取組状況について	36
7	産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について	37
8	包括外部監査結果に対する対応について（環境生活部）	43
9	各種審議会等の審議状況について	55

別冊1-1 みえ県民カビジョン・第三次行動計画〔案〕（環境生活部関係抜粋分）

別冊1-2 みえ県民カビジョン・第三次行動計画《案》別冊資料編 数値目標一覧（環境生活部関係抜粋分）

別冊2 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）

別冊3 三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）【最終案】

別冊4 三重県消費者施策基本指針（最終案）

令和2年3月9日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第 40 号 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の背景

現行条例の施行後 10 年が経過し、これまでに明らかになった課題等に対応するため、必要な規定の見直しや追加を行うものです。

2 改正の概要

(1) 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

産業廃棄物処理施設の設置等については、現行条例において、その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本とし、関係住民等からの同意書の取得など、具体的な合意形成手続を三重県産業廃棄物処理指導要綱(以下「指導要綱」という。)で定めています。

この手続は、関係住民等との合意形成方法として機能してきましたが、事業計画者への義務規定を条例本則ではなく指導要綱で規定していることや、事業計画者に同意書の取得義務を課すことが土地利用に係る財産権の侵害につながりうるといった法的な課題があることから、その解消を図るため、新たな合意形成手続について次のとおり定めます。

① 合意形成手続(第 20 条～第 25 条)

事業計画者に対して、「事業計画書の公告・縦覧」、「説明会の開催」、「関係住民等からの意見に対する見解書の作成及び公告・縦覧」など、関係住民等との合意形成を図るための一連の手続の実施を義務付けます。

② 合意形成手続終了の報告(第 26 条)

事業計画者は、合意形成手続の実施により関係住民等との合意形成が図られたと判断したときは手続の終了報告を県に提出することができることとします。

③ 手続終了等の通知(第 28 条)

県は、事業計画者から手続の終了報告を受けた後、所定の手続が適切に実施されているか、さらに関係住民等の意見に十分配慮された事業計画となっているかを確認した上で合意形成の成否を判断します。

④ 許可の取扱い、勧告及び公表(第 31 条、第 32 条)

事業計画者が合意形成手続を行わなかった場合は、その事実についてを廃棄物処理法に基づく当該施設設置の許可・不許可の判断要素にします。また、事業計画者が合意形成手続を行わない場合は県が勧告するとともに、勧告に従わない場合には事業計画者の氏名等を公表します。

(2) 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化

廃棄物処理法において優良認定処理業者（通常の許可基準よりも厳しい基準に適合する業者）の認定制度が創設されたことなどをふまえ、条例の規制について合理化を図ります。

① 県内搬入に係る届出（第9条）

県外の排出事業者が産業廃棄物を県内に搬入する場合の届出義務について、処分の委託先が優良認定処理業者である場合は、届出が必要となる産業廃棄物の数量を「200 t 以上かつ 200m³ 以上」から「1,000 t 以上かつ 1,000m³ 以上」に引き上げます。

(3) 建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加

廃棄物処理法の累次の改正等により、排出事業者責任の強化や不法投棄対策の推進が図られているものの、依然として不法投棄が発生し、その大半が解体工事に伴う廃棄物となっています。

このため、解体工事の元請業者（排出事業者）の処理責任を徹底させるため、解体工事の元請業者の責務等を次のとおり定めます。

① 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等（第13条）

解体工事の元請業者に対して、工事に伴い生じる産業廃棄物の処理内容や処理結果を発注者に書面で説明することを義務付けます。

また、解体工事の発注者は、工事に伴い生じた産業廃棄物の処理結果を確認するよう努めるとともに、適正に処理されていないことを知った場合には元請業者に対し必要な措置の実施を請求し、その旨を県へ通報するよう努めることとします。

② 勧告及び公表（第14条）

元請業者が発注者に説明を行わなかった場合は県が勧告するとともに、勧告に従わない場合には当該元請業者の氏名等を公表します。

(4) 土地所有者等への指導規定の追加

不法投棄が発覚した段階で土地所有者等による協力を求めるための規定を次のとおり定めます。

① 土地所有者等への指導（第18条）

不法投棄の拡大や悪化が懸念される場合には、県が土地所有者等に対して必要な措置（立入禁止看板や侵入防止柵の設置など）を講ずるよう指導できる規定を設けます。

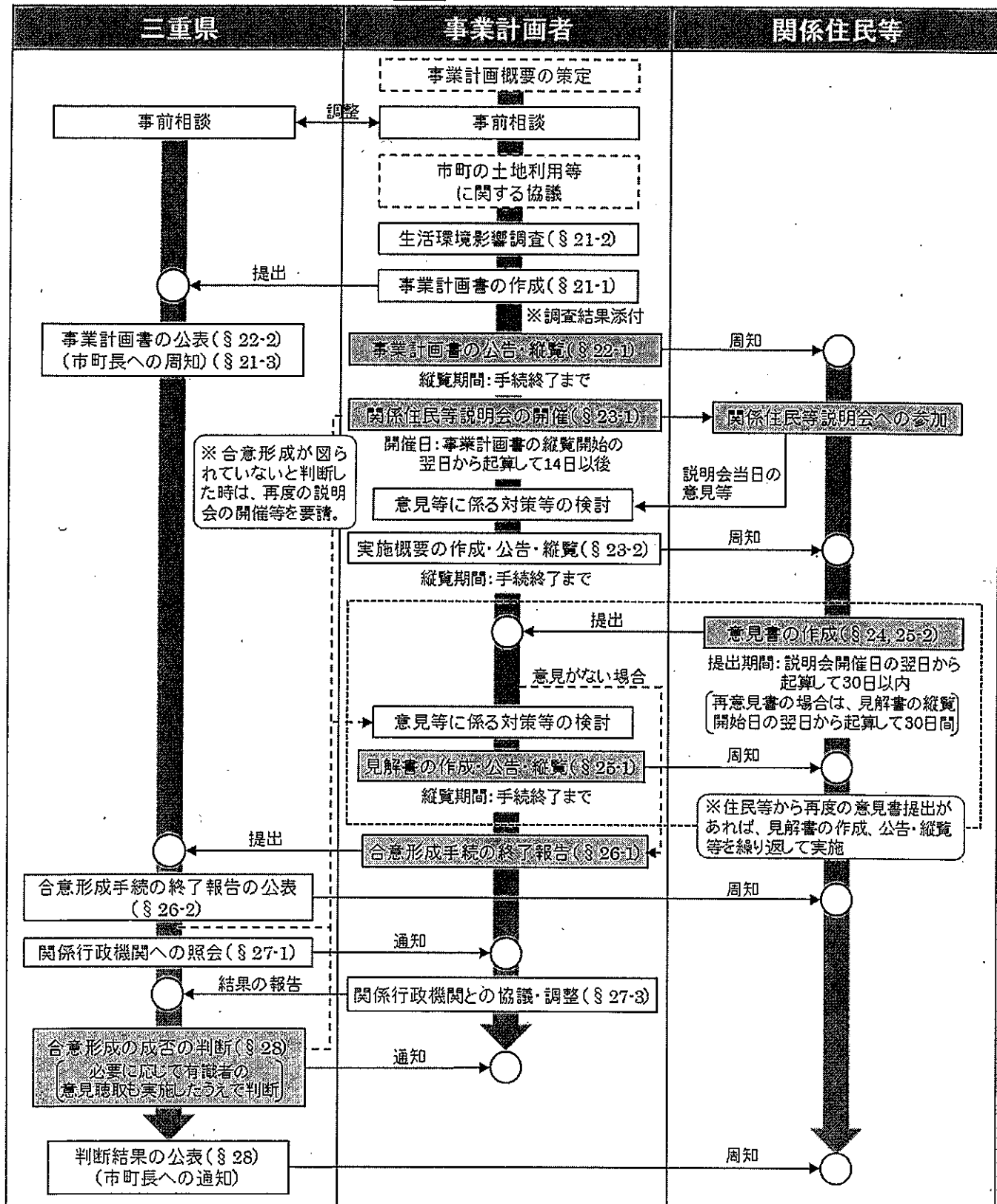
3 施行日

令和2年10月1日（一部公布の日）から施行

なお、施行にあたっては、説明会の実施や広報媒体の活用等により適切に周知を行います。

合意形成手続フロー(案)

■: 主要な手続き



上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

(議案補充説明)

2 議案第 41 号 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

浄化槽法の一部改正に鑑み、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について規定を整備します。

2 概要

浄化槽保守点検業者の業務の実施に係る条文に「浄化槽管理士に対し、研修の機会を確保しなければならない」旨の規定を追加します。

浄化槽法抜粋（下線は今回の改正で追加された箇所）

第 48 条 都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。）は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 五年以内の登録の有効期間に関する事項

二 備えるべき器具に関する事項

三 浄化槽管理士の設置及び浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項

四 浄化槽清掃業者との連絡に関する事項

五 保守点検の業務を行おうとする区域を記載した書面の提出等に関する事項

3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日から施行

(議案補充説明)

3 議案第 42 号 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についての規定を整理します。

2 概要

学校教育法、技術士法施行規則の改正の概要		条例の改正の概要
学校教育法	大学制度の中に新たな高等教育機関として、「専門職大学」が設けられ、専門職大学の前期課程（2年又は3年）を修了した者には短期大学士相当の学位が授与されることとなった。	布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件のうち、短期大学にかかる条文に「専門職大学の前期課程」を含む旨の記載を追加する。
技術士法施行規則	技術士第二次試験の試験科目の見直しが行われ、選択科目のうち、「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合され、選択科目として「水道環境」がなくなった。	布設工事監督者の資格要件のうち、技術士第二次試験にかかる条文から「水道環境」の記載を削除する。

3 施行日

公布の日から施行

(議案補充説明)

4 議案第 44 号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案について

1 改正の経緯

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、三重県特定非営利活動促進法施行条例の規定を整理します。

2 改正の概要

情報通信技術を活用して、利便性の向上と行政運営の簡素化および効率化を図るために、行政のデジタル化に関する基本原則や行政手続のオンライン化に必要な事項を整備するものですが、三重県では既に導入していることから、条例改正では、引用する法律の名称変更と条ずれに伴う規定の整理を行います。

3 施行日

公布の日から施行

(議案補充説明)

5 議案第 68 号 三重県環境基本計画の変更について

1 変更の趣旨

三重県環境基本条例第 9 条第 1 項の規定により、平成 9 年 6 月に策定(平成 24 年 3 月改定)した三重県環境基本計画について、昨今の環境を取り巻く状況の大きな変化をふまえ、持続可能な社会の実現に向けて環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、内容の変更を行うものです。

2 目標年度

計画の目標年度は、SDGs の目標年にあわせ、2030 年度(令和 12 年度)とします。

3 三重県環境基本計画(案)の概要(別紙 1 参照)

(1) 基本方針等

持続可能な社会の実現に向け、SDGs の考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組を推進することを基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざします。目標年度である 2030 年度(令和 12 年度)のめざすべき姿については、脱炭素社会を見据えた「Ⅰ 低炭素社会」の構築をはじめ、「Ⅱ 循環型社会」、「Ⅲ 自然共生社会」、「Ⅳ 生活環境保全が確保された社会」の構築を目標とします。

(2) 施策体系

この計画の施策については、「Ⅰ 低炭素社会の構築」、「Ⅱ 循環型社会の構築」、「Ⅲ 自然共生社会の構築」、「Ⅳ 生活環境保全の確保」に加え、各施策を推進していくための「Ⅴ 共通基盤施策」の 5 本を柱として推進します。

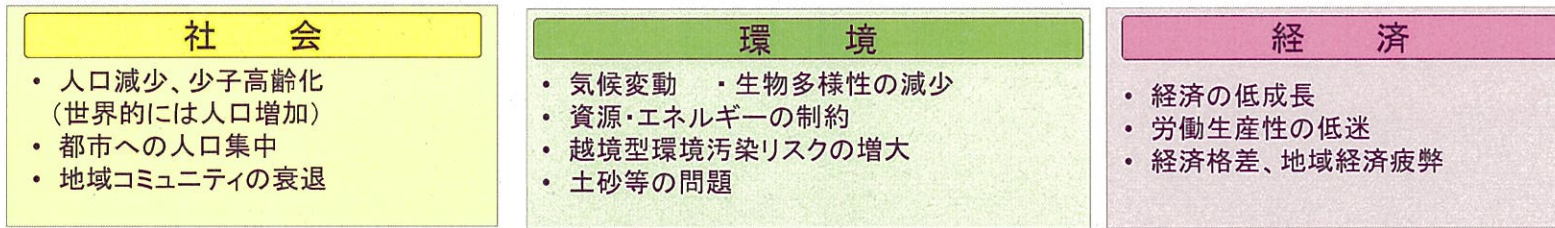
4 計画の推進

この計画に基づく取組を着実に実施するため、取組の主体となる県民や事業者、関係団体、学識経験者、県等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、計画の進行管理を行うこととします。また、施策ごとの主な取組の成果や課題等については、年次報告書(三重県サステナビリティレポート)として毎年取りまとめの上、県議会および三重県環境審議会に報告し、県民の皆さんに公表するとともに、「サステナビリティ委員会」における進行管理に活用し、翌年度以降における取組の改善に生かすこととします。

【計画策定の趣旨・目標年度】

- 環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランであり、現行計画(2012年版)策定時から環境を取り巻く状況が大きく変化していることなどから、前倒しで改定。
- 目標年度: 2030年度(SDGs目標年およびパリ協定に基づく日本の中期目標年度と整合)

【環境を取り巻く情勢】



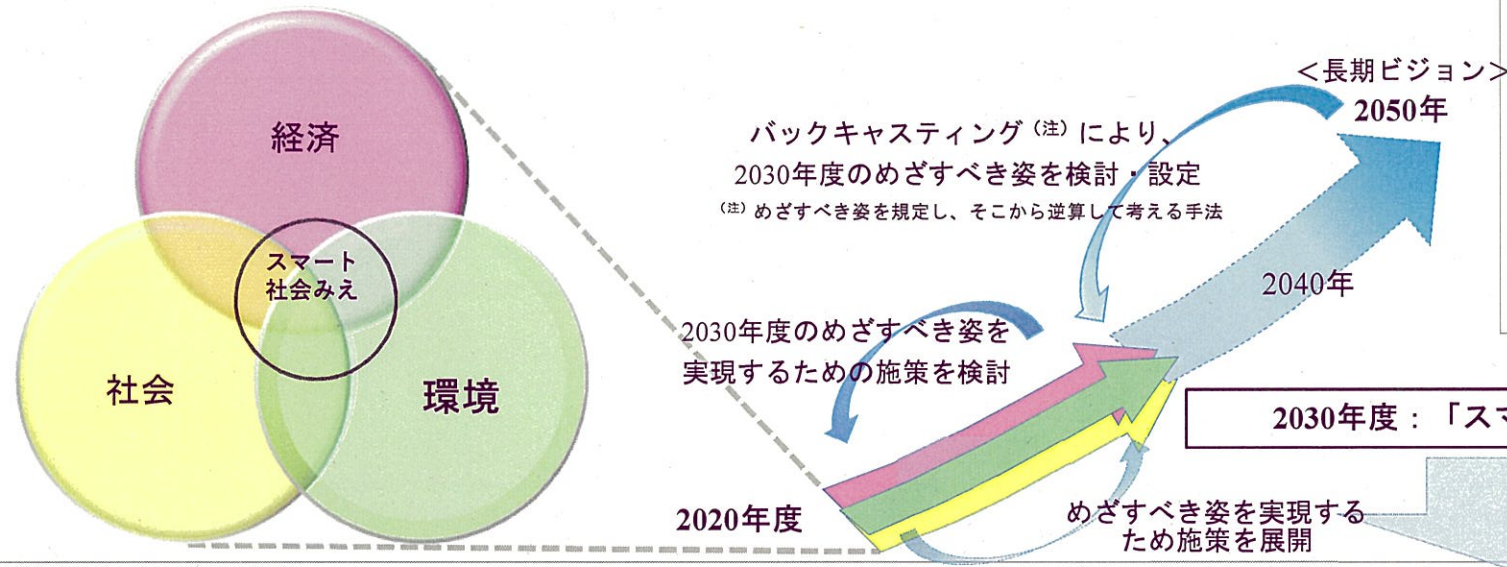
環境問題は経済・社会問題と密接に関連

複合的課題に対応し、環境、経済、社会の統合的向上をめざす。

【現行の環境基本計画にもとづく取組の総括と今後の展望】

- ・ 大気・水質等に係る生活環境は大きく改善している。
- ・ 今後の環境行政には、大気・水環境等の分野における課題解決のため従前からの各種規制や環境活動等の取組が引き続き求められるとともに、気候変動や生物多様性の減少、プラスチック問題等の新たな環境問題の課題解決に寄与するものでなければならない。
- ・ 経済・社会問題解決に貢献できる環境施策が求められており、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組等の推進が求められている。

【基本方針】めざすべき持続可能な社会



2050年：自律的かつレジリエント（強靱）なより高位の持続可能な社会

- ・ 多様な主体間の協創を通じた分野横断的な取組により、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会
 - ・ 新たな課題等に対し、迅速かつ柔軟にイノベティブな解決策を見出し実践できるような自律的かつレジリエント（強靱）な課題解決型社会
- > 再生エネの導入や省エネ化とともに、二酸化炭素回収有効利用（CCU）等の技術導入等が進められた「脱炭素社会（県域からの温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる社会）」を実現
 【参考】国の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」における目標：今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素化を実現することをめざすとともに、2050年までに80%の温室効果ガスを削減
 > 資源生産性が究極的に改善され、資源投入量・廃棄物量が極限まで抑制された「循環型社会」を実現
 > 自然環境等の地域資源を最大限に活用した「自然共生社会」を実現
 > 健全で恵み豊かな環境を継承している社会を実現

Sustainability (持続可能性)
Multiplication (= Innovation) (“掛け算”の発想に基づいたイノベーション)、
Multi-benefit approach (複数の課題の同時解決をめざしたアプローチ)
Active Citizen (アクティブ・シチズン)、**A**utonomy (自律性)、
Agility (時勢に遅れない、また時勢を先取りした対応の迅速性、機敏性)
Resilience (レジリエンス、強靱性)
Transformation (目標の実現に向けた変革)

【2030年度のめざすべき持続可能な社会: 「スマート社会みえ」】

I 低炭素社会

- ・ 気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する「緩和策」や、気候変動が一定進行することへの「適応策」が着実に進み、長期ビジョン(2050年目標)で掲げる「脱炭素社会」の実現につながるような「低炭素社会」を構築
- ・ 再生可能エネルギーの導入、イノベーションの創出や活用を通じて、低炭素社会を実現
- ・ Society 5.0の実現により、生活の快適性や産業の生産性の向上が図られるとともに、イノベーション・エコシステムの構築が進められ、資源効率・炭素生産性の高い社会を実現



II 循環型社会

- ・ 廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現
- ・ ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・ 排出された廃棄物は、地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成



(写真) 「三重県庁プラスチックスマートアクション」：プラスチックごみ対策のさらなる推進のため、三重県庁自ら、プラスチックスマート(注)な活動(マイバッグ・マイボトル運動を推進等)を行っています。
 (注) ワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、プラスチックと賢く付き合うことを意識して行動すること。

III 自然共生社会

- ・ 県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において生物多様性に配慮した行動がとられている社会を実現
- ・ 地域の自然環境等に基づく「生態系サービス」の持続可能な活用が促進され、快適で豊かな社会を実現
- ・ グリーンインフラの整備が促進されるなど、自然環境の有する機能を活用することによって、快適性や災害等に対するレジリエンス(強靱性)の向上が図られた社会を実現

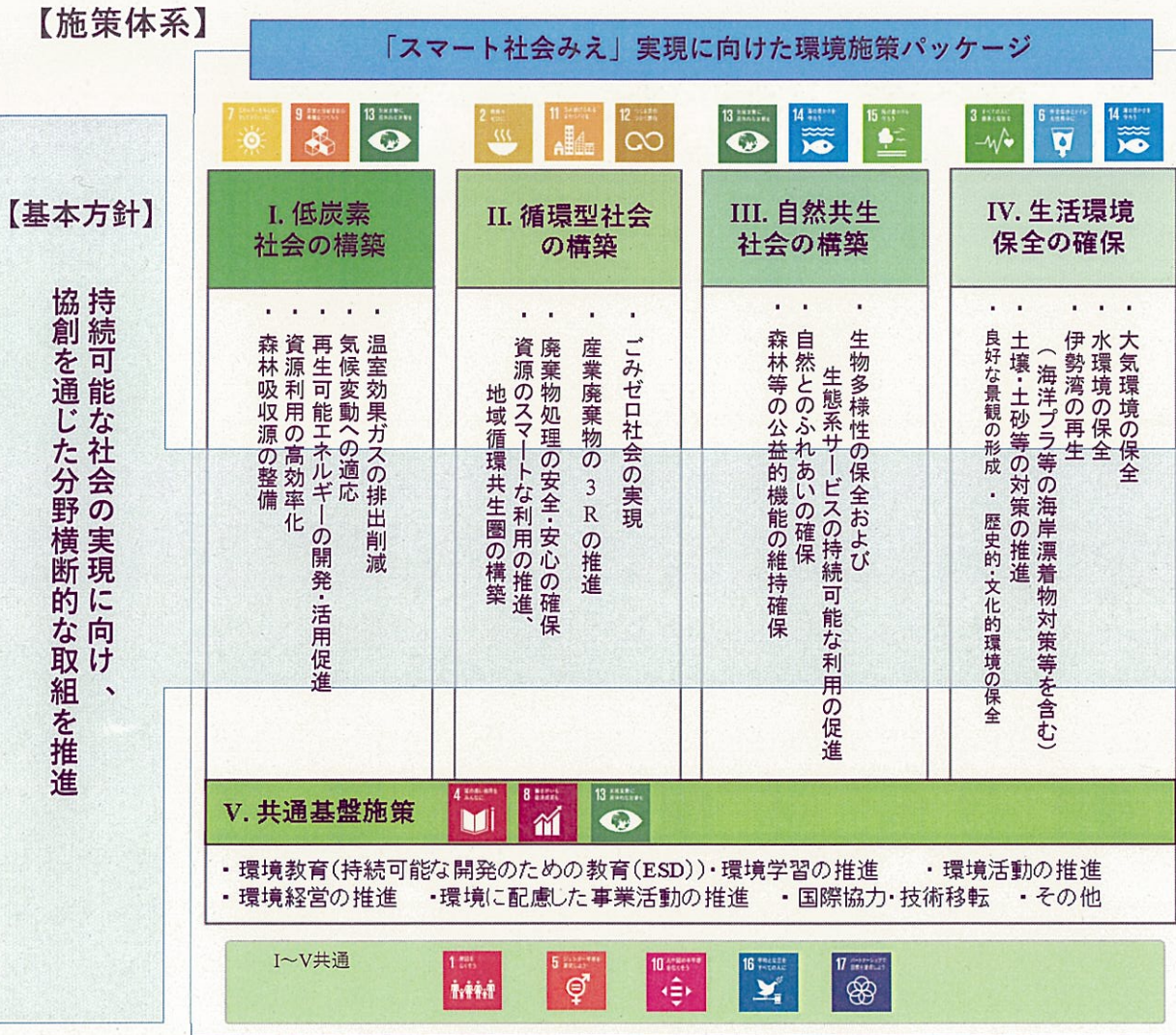


(写真提供) (公社) 三重県観光連盟

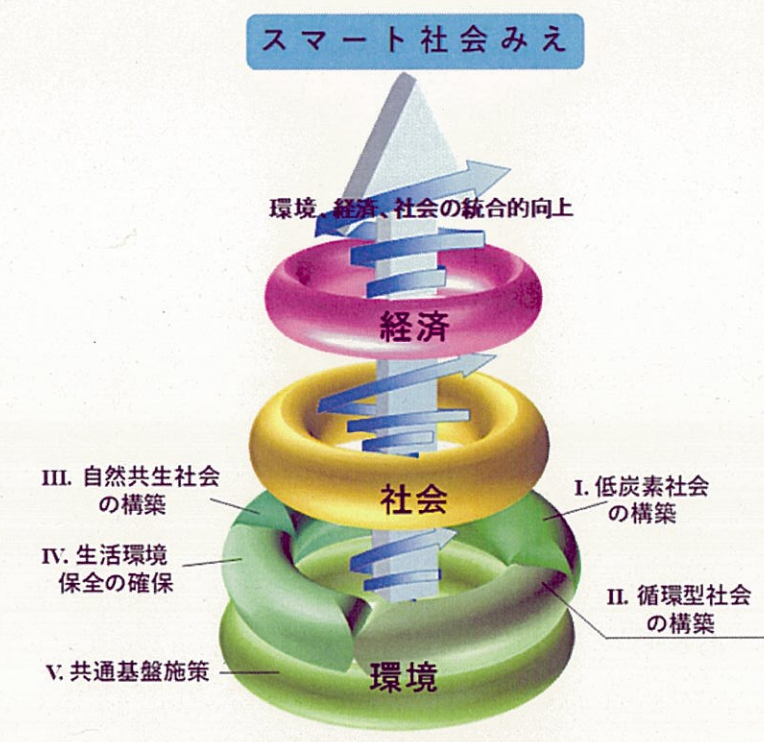
IV 生活環境保全が確保された社会

- ・ きれいな大気・水環境等が保全されることなどにより、県民が安全・安心で、快適な生活を営める社会を実現
- ・ 県民が健全で恵み豊かな環境を享受することができる社会を実現





スマート社会みえ
環境、経済、社会の統合的向上

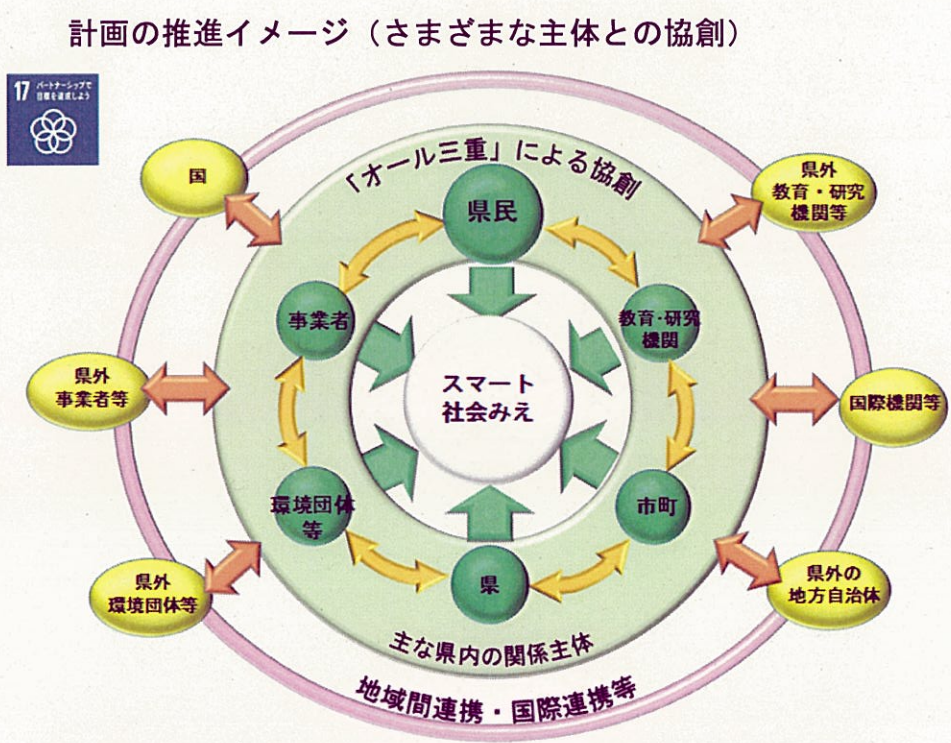


【環境施策の展開において重要となる視点】
 視点1: 環境、経済、社会の統合的向上
 視点2: 協創(パートナーシップ)によるアプローチ
 視点3: イノベーションの促進・活用(多様な異種要素の“掛け算”による新たな価値創造)

(注) 「スマート社会みえ」とは、2030年度のめざすべき持続可能な社会のことであり、詳細については、表面を参照のこと。

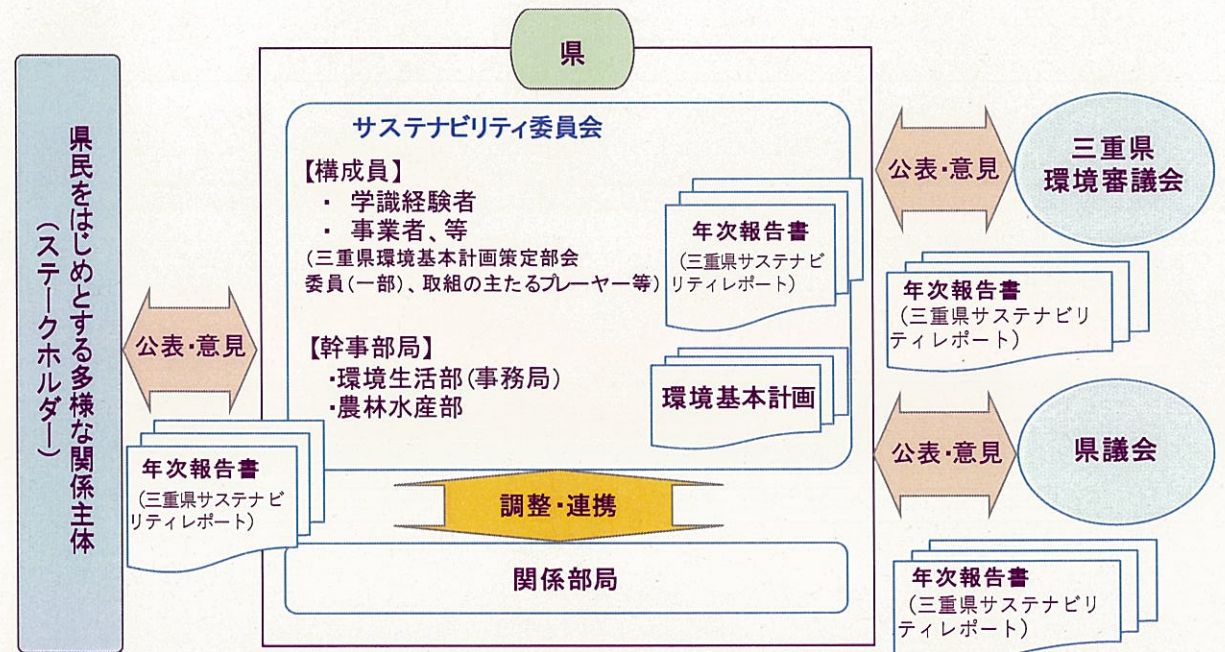
コラム (取組事例紹介)

- 施策「I 低炭素社会の構築」に関連する取組事例
- 新電力事業を通じたエネルギーの地産地消の取組
 - 地域の資源の活用(廃棄物発電)
 - × 自治体出資型の新電力事業
 - × エネルギーの地産地消
 - = 低炭素化の推進・地域活性化の推進
 - 松阪市内におけるICT等を活用した持続可能な次世代型農業の実践例
 - ～ 未利用エネルギー等を有効利用し、IoT、LED等の技術を導入した植物工場の構築 ～
 - 農業 × ICT・IoT × 未利用エネルギーの活用
 - = 生産性(収量)の向上、安定供給
 - 収益性の改善・競争力強化・低炭素化
 - 働き方改革(従業員満足度の向上等)
- 施策「II 循環型社会の構築」に関連する地域循環共生圏の形成に係る取組事例
- 異種事業者間の連携を通じた食品資源の循環利用の取組
 - ～ 酒粕を原料としたエコフィード(飼料)で育ったブランド豚肉の開発～
 - 食料品製造(清酒製造)業
 - × 資源の地域循環 × 畜産農(養豚)業
 - = 廃棄物の削減・関係事業者の経営改善・競争力強化
 - 伊勢市内の老舗料理店におけるAIを活用した食品ロス削減の取組
 - 飲食業 × AI(人工知能)
 - = 顧客の利便性・満足度の向上・食品ロスの削減
 - 収益性の改善・働き方改革(従業員満足度の向上等)



県民をはじめとするさまざまな主体と協創しながら、オール三重での計画の着実な実施に向けた取組によって、「スマート社会みえ」の実現をめざす。

推進体制および進行管理



サステナビリティ委員会において計画の進行管理を行う。
 年次報告書(三重県サステナビリティレポート)を三重県環境審議会および議会に報告し、公表するとともに、サステナビリティ委員会における進行管理に活用する。

- 施策「III 自然共生社会の構築」に関連する取組事例
- 鳥羽市・神島の自然環境資源等を活用し、島の子どもたちが主役となって取り組むエコツアー「神島っ子ガイド」
 - 豊かな自然環境資源
 - × 地域資源を活用した観光振興、環境教育・学習
 - = 自然環境保全の普及・啓発
 - 体験型総合学習の推進・地域振興(過疎対策)



1 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて(環境生活部関係)

(1)集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成31年2月14日全員協議会以降、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ね方向性を決めました。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
9	交通安全研修センター 〈指定管理〉	<p>団体研修特化型施設として継続</p> <p>当該施設は、参加・体験・実践型の交通安全教育を行うため、平成7年に建設された。</p> <p>当該施設での研修について、ほとんどの受講者が交通安全に対する意識が向上している。(受講者アンケートより)</p> <p>県内の人口10万人当たり交通事故死者数は全国的には上位であり、交通安全教育は警察、市町、関係機関・団体等においても実施されていることから、取組の更なる効率化を図る必要がある。</p> <p>このことから、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として、現有施設・設備の強みを生かした団体研修特化型施設として研修受入者を増やし、交通事故を減少させていきたい。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.5 経費節減手法について検討するとともに、時勢を反映した研修を行うなど、県民が興味を持てるような仕組み作りを実施 ・R1.7 指定管理者から実態を聴取するとともに、他県の事例を調査 ・R1.8 団体研修利用者増加手法、施設運営体制の再検証 ・R1.10 協議を踏まえた県の再対応方針の検討 ・R1.11まで 見直し案の効果や費用の検証 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の約85%を指導員人件費、研修機器維持管理費が占めており、人件費、機器維持管理費削減といった経費節減は研修レベルの低下、研修受講者数の大幅減に直結し、高度な参加・体験・実践型教育を提供できる当該施設の存在意義が喪失する恐れがある。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.4~8 今回の見直しを取り入れた仕様書作成 ・R2.9~11 次期指定管理者募集・選定 ・R2.11 議会提出 ・R3.4 次期指定管理期間開始 	環境生活部
10	みえ県民交流センター 〈直営、一部指定管理〉	<p>指定管理者等と協議のうえ、開館日や開館時間等の見直しを行う。</p> <p>また、施設のあり方等については、引き続き検討していく。</p> <p>当該施設は、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に、平成13年に建設された。</p> <p>また、当該施設は、災害時に県域で支援活動を行う団体(みえ災害ボランティア支援センター)の拠点や連携の場となる機能を有している。</p> <p>今後、開館日時やフロアの活用方策の見直しにより、施設を一層効率的・効果的に活用していく。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の市場性に関する聴き取りを実施。 ・施設の利用状況や有効活用策などのあり方について、利用者や関係者等との意見交換、アンケート調査を実施。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の市場性については不確実性がある。 ・開館日時の見直しといった有効活用策については、利用者や関係者との調整が必要。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.1~ 指定管理者を含む施設入居者や中間支援組織等との有効活用策に関する協議や試行等を行ったうえで、R4年度からの次期指定管理期間までに、開館日時等の適切な見直しを行うとともに、移転も含めた施設のあり方についても引き続き検討していく。 	環境生活部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
11	旧博物館 <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、県民の教養等に資するため、昭和28年に建設された。三重県総合博物館が開館したため現在は閉館していること、また、当該施設の敷地へNHK津放送局が移転することから、売却に向けて手続きを進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.5 県とNHK津放送局で移転に向けた基本合意を締結 ・H30.3 津市の都市マスタープランに同局の移転について記載 ・H30.4 旧博物館跡地の土地利用規制解除に向けての敷地測量 ・H30.6～8 津市との協議及び関係自治会への説明 ・H31.1 津市の都市計画審議会への付議 ・H31.2 津市都市計画変更決定 ・H31.4～ NHKとの協議開始 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き協議予定 	環境生活部
12	旧留学生センター <直営>	<p>管理換え(埋蔵文化財センターの収蔵庫として使用)</p> <p>当該施設は、1・2階が企業庁職員の福利厚生施設「いなづま会館」(企業庁所管)、3階が留学生・海外技術研修員等の受入施設「三重県留学生センター」(環境生活部所管)として、昭和59年に建設された。現在はいずれも使用されていないこと、また、県教育委員会から埋蔵文化財センターの収蔵庫としての使用要望があったことから、施設の有効活用ができるよう調整を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.16 県教育委員会への管理換えにかかる、当部、企業庁、教育委員会事務局との最終打ち合わせ ・H30.3.26 教育委員会への管理換えにかかる承諾文書発出 ・H30.4.1 教育委員会への管理換え 	環境生活部

2 みえ県民カビジョン・第三次行動計画(案)について

令和元年12月10日の環境生活農林水産常任委員会において、みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)最終案についてご審議いただき、いただいたご意見をふまえながら、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画(案)(環境生活部関係抜粋分)」を策定しました。(別冊1-1参照)

最終案からの主な変更点については、次のとおりです。

1 主な変更点

(1) 施策142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり

①最終案提出後に確定した「現状値」をふまえ、「目標値」を見直しました。

目標項目	(最終案)		(成案)	
	現状値	目標値	現状値	目標値
交通事故死傷者数	6,223人 (30年)	3,700人 以下	4,763人	3,100人 以下
高齢運転者事故件数	968件 (30年)	670件 以下	783件	580件 以下

②「検討中」としていた「目標値」について、「現状値」が確定したことから、設定しました。

目標項目	(最終案)		(成案)	
	現状値	目標値	現状値	目標値
横断歩道の平均停止率	(調査中)	(検討中)	20.7%	60.0% 以上

(2) 施策143 消費生活の安全の確保

①基本事業1「自主的かつ合理的な消費活動への支援」に、「県民の皆さんとめざす姿」との整合を図るための記述を追加しました。

(最終案) 公正で持続可能な社会を形成するためには、消費者の自覚や自発的な行動が重要であることから

(成案) 公正で持続可能な社会を形成するためには、消費者が正しい知識を得て消費者トラブルを回避し、人や社会・環境に配慮した消費活動である倫理的消費(エシカル消費)を意識するなど、消費者の自覚や自発的な行動が重要であることから

(3) 施策151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

①「現状と課題」に、脱炭素宣言の記述を追加しました。

(成案) 県では、令和元(2019)年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行いました。

②基本事業2「地球温暖化対策の推進」に、脱炭素宣言に関わる記述を追加しました。

(成案) 脱炭素社会の実現に向け、オール三重で地球温暖化対策に取り組む体制づくりを進めるとともに、新たに「三重県地球温暖化対策総合計画(仮称)」を策定し取組を推進します。

(4) 施策212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進

①「検討中」としていた「目標値」について、「現状値」が確定したことから、設定しました。

目標項目	(最終案)		(成案)	
	現状値	目標値	現状値	目標値
ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合	(調査中)	(検討中)	89.1% (見込)	100%

3 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン最終案について

1 経緯

「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（以下「第四次行動プラン」という。）」について、昨年12月10日の環境生活農林水産常任委員会で報告を行った中間案に対して、三重県人権施策審議会委員（以下「審議会委員」という。）やパブリックコメント等で寄せられた意見をふまえて、最終案（別冊2参照）として取りまとめました。本年3月中に第四次行動プランの策定・公表を行います。

2 中間案からの主な変更点

審議会委員からの意見や令和元年12月12日から令和2年1月10日の間に募集したパブリックコメント等を受けて修正を加えました。

また、数値目標の現状値の修正を行いました。

(1) 審議会委員からの意見、パブリックコメント等の結果概要と第四次行動プランへの反映（別紙1参照）

① 審議会委員からの意見

意見数 18件の意見をいただきました。

② パブリックコメント

意見数 個人2名の方から78件、団体2団体から10件の意見をいただきました。

③ 市町からの意見

意見数 1市から5件の意見をいただきました。

(2) 数値目標の現状値の修正（別冊P84）

第四次行動プランにおける、「プラン全体」と総合的な取組を行っている3つの「施策分野」の数値目標のうち、次の「施策分野 人権擁護と救済」について現状値を修正しました。

目 標 項 目		現状値 (2019(令和元)年度)	目標値 (2023(令和5)年度)
人権擁護と救済	* 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合（※1）	96.8%	100%

* 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）」における施策211の副指標と同じです。

※1 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

3 人権問題に関する三重県民意識調査分析結果の概要について（別紙2参照）

2019（令和元）年9月に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の分析結果を取りまとめました。

第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）の概要

参考

第1章 基本的な考え方

◆策定の経緯

「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」（2016（平成28）年度）～2025（令和7）年度）に沿って「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（以下「第三次行動プラン」という。）を策定し、人権施策の推進に取り組んできました。

第三次行動プランが最終年度を迎えることから、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定します。

◆基本方針の基本理念

めざす社会

「差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会」

基本理念

「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現」

「さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現」

◆基本的な視点

- 1 当事者への理解
差別や人権侵害を受ける当事者の立場に立った人権施策の推進
- 2 パートナーシップ
さまざまな主体との連携・協力・協働
- 3 適切な公的支援
人権施策の推進に参画するさまざまな主体への適切な支援

第2章 施策分野別の取組方向

施策分野1 「人権が尊重されるまちづくり」

施策分野2 「人権意識の高揚」

人権啓発の推進、人権教育の推進

施策分野3 「人権擁護と救済」

相談体制の充実、さまざまな人権侵害への対応

施策分野4 「人権課題」

同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等）

第3章 計画の推進

◆人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点で施策を推進
- ・人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進
- ・県民、企業、住民組織・NPO等の団体、国、市町と連携・協働

◆計画の期間

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間

◆進捗管理

- ・人権施策を推進するための県事業を事業体系表に取りまとめ
- ・「年次報告」の作成・報告・公表
- ・プラン全体と3つの施策分野に目標項目と目標値を設定
- ・三重県人権施策審議会での調査・審議

第四次行動プラン中間案に対する審議会委員の意見、パブリックコメント等の結果概要について

1 意見の概要および対応状況等

(1) 審議会委員からの意見

意見数：18件

(2) パブリックコメント（県民への意見募集）

実施期間：令和元年12月12日から令和2年1月10日まで

意見数：2名、2団体 88件（個人78件、団体10件）

提出方法

電子メール	ファクシミリ	郵送	計
4	0	0	4

(3) 市町意見照会

意見数 1市 5件

(4) 意見の反映状況

区 分	件 数		
	審議会委員	パブリックコメント	市町
①反映する	9	16	4
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの	6	7	0
③参考にする：最終案や今後の取組に参考とするもの	3	36	1
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	0	0	0
⑤その他(①～④に該当しないもの)	0	21	0
合 計	18	80※	5

※意見件数88件のうち、類似する意見の集約等により意見の反映状況は80件となっています。

(5) 意見の種類と件数

意見の種類	件数				
	審議会委員	パブリックコメント	(個人)	(団体)	市町
「基本的な考え方」に対する意見	3	20	20	0	0
「人権が尊重されるまちづくり」に関する意見	0	9	9	0	0
「人権啓発の推進」に関する意見	1	7	7	0	0
「人権教育の推進」に関する意見	5	6	6	0	0
「相談体制の充実」に関する意見	1	8	8	0	0
「さまざまな人権侵害への対応」に関する意見	0	3	3	0	0
「同和問題」に関する意見	0	5	4	1	0
「子ども」に関する意見	1	6	4	2	0
「女性」に関する意見	0	1	1	0	0
「障がい者」に関する意見	3	3	2	1	0

「外国人」に関する意見	3	4	1	3	0
「患者等」に関する意見	1	2	2	0	2
「犯罪被害者等」に関する意見	0	1	1	0	0
「インターネットによる人権侵害」に関する意見	0	3	3	0	0
「さまざまな人権課題」に関する意見	0	9	6	3	3
「計画の推進」も関する意見	0	1	1	0	0
合 計	18	88	78	10	5

2 中間案からの主な変更点

(1) 審議会委員からいただいた意見を反映した9件のうち、主なものは次のとおりです。

番号	意見の種類	意見の概要	意見に対する考え方
1	人権啓発	<p>・「過去5年間、講演会や研修会に一度も参加したことがない」が前回より5.6%も増え、「関心がない」という人も増えているという結果に対して「開催を多くの県民に届ける」「内容の工夫」という記述ではまったく弱い。さらに「このことから、引き続き、関心を持って…」とあるが、「引き続き」だけでは弱い。また、「市町との連携」より強い表現が必要。このことに危機感を持って、啓発活動を一層強力に推進するという県の姿勢を言葉にして表すべき。</p>	<p>ご意見をふまえ、「このことから、さまざまな主体と連携して、関心を持って参加していただけるような講演会等の実施に努める必要があります。」と修正します。「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を活用し、より多くの方に参加していただける講演会や研修会づくりに努めます。(別冊p14)</p>
2	子ども	<p>・「子どもの貧困対策」について、「貧困」は単に経済的なものだけではないということが一定書かれているが、「貧困の定義」について欄外に説明してはどうか。</p>	<p>ご意見をふまえ、説明文として「※2 子どもの貧困 『三重県子どもの貧困対策計画』では、子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。」を追加します。(別冊p40)</p>
3	外国人	<p>・多文化共生への取り組みの多くは外国人向けの施策の充実について書かれているが、外国人を受け入れる日本人側の意識の転換が必要であり、そのことへの取り組みがほとんど書かれていない。日本人側が外国人を社会の一員として受け入れ共生できるための取り組みについても進めていただきたい。</p>	<p>ご意見をふまえ、「4 取組方向」の「1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進 ① 多文化共生への環境づくり」の3行目の記載を「地域社会の構成員として安心して共に生きている多文化共生社会の実現や外国人を受け入れていく意識の醸成を図るために、さまざまな機会を利用した教育および啓発、体制整備等を行います。」と修正します。(別冊p59)</p>

(2) パブリックコメントから意見を反映した16件のうち、主なものは次のとおりです。

番号	意見の種類	意見の概要	意見に対する考え方
1	まちづくり	・「②さまざまな主体による人権のまちづくりの促進」の本文中に、④に記載されている人々を統合して示すべき。「高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもり、性的マイノリティ等」としてはどうか(②の3行目の記述)。	ご意見をふまえ、②の2行目の記載を「『障がい者差別解消法』、『ヘイトスピーチ解消法』、『部落差別解消推進法』や、 <u>高齢者、生活困窮者、ひきこもり、性的指向・性自認等の今日的な人権課題…</u> 」と修正します。(別冊p11)
2	人権啓発	・人権講演会等への参加者数を増やすことだけを目的にする場合、人権を銘打って著名の方を講師に招くだけで達成されますが、県民意識にみられる差別意識を是正するためには、その意識を掘り起こす作業をしない限り、改善されない状況を招き、差別が引き起こされます。住民主体、あるいは住民参加の先進的な取組を進めている伊賀市の取組を県内各所に拡充させていくために、市町とさらに啓発事業等で連携・協働し、参加者を増やすしくみを定着させていく内容が、取組の方向として必要だと思えます。	ご意見をふまえ、取組方向「2. さまざまな主体との共同による啓発活動の推進」「①さまざまな主体と連携した啓発の実施」の内容を、「 <u>さまざまな主体の特色を生かし、連携・協働して啓発を行います。また、市町と連携し、より多くの県民の参加を促進するよう取り組みます。</u> 」に修正します。(別冊p15)
3	同和問題	・結婚差別、ネット上の部落情報をもとにした結婚差別が生じていることを明記してください。	ご意見をふまえ、「3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題」の3段落目に「インターネット上に特定の地域を同和地区として書きこまれた情報が、 <u>結婚等の差別につながる事案も発生していることから、必要な法制度の整備を求めるとともに、モニタリングを実施し、早期発見による早期の拡大防止や削除要請につなげる取組や、未然防止を目的とした教育、啓発活動の推進が必要となっています。</u> 」と修正します。(別冊p31)
4	障がい者	・差別の解消に関し、福祉部局が差別解消法を具現化するための県民・事業所等への啓発(講演会や研修会の実施、啓発媒体の作成等々)に積極的に取り組むことを明記してください。	ご意見をふまえ、取組方向「1 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進」「① 障がいのある人に対する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進」の内容を、「 <u>障がいのある人に対する理解および社会的障壁の除去の重要性に対する理解や障がいのある人自らの権利等、障がいのある人の人権についての理解を促進するとともに障がいを理由とする差別の解消を図るため、市町や関係団体と連携し、各種広報や、<u>広く一般県民や事業者等を対象とした啓発イベント等の実施、地域の集会に出向いての説明等、さまざまな機会を利用して、県民意識の向上を図るための普</u></u>

			及・啓発活動を進めます。」に修正します。 (別冊 p49)
5	インターネット	・法務局への削除要請の取組の強化についても明記してください。通達が出たことを活かしていく旨を明記してください。	ご意見をふまえ、「2 国内外の状況」に、「法務省は、2018（平成30）年12月に「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」（以下、「依命通知」）を発出し、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」と示しました。」を追記します。また、「3 第三次行動プランの取組をふまえた現状と課題発見」において、「発見した書き込みに対しては、「依命通知」を参考にしつつ、関係機関や人権擁護機関へ連絡し、」と修正します。 (別冊 p71~72)
6	さまざまな人権課題（性的指向・性自認）	・クエスチョニングは「LGBTQ」とは表記しないので、「LGBT」は消して「Q」としたほうがよい。また、「Q」はクエスチョニングだけでなく、Queer（クィア：セクシュアルマイノリティの総称でもある）もあるため、なおさら「LGBTQ」とまとめないほうがよい。 ・Q：クエスチョニングは自身の性自認や性的指向が定まっていないもしくは意図的に定めていないセクシュアリティを、X：エックスジェンダーは男性でも女性でもない性自認を持つ人、A：アセクシュアルは他者に対して恋愛感情も性的欲求も抱かない人をさす。	ご意見をふまえ、脚注の中の「LGBTQ」を「Q」に、「LGBTX」を「X」に、「LGBT A」を「A」にそれぞれ修正しました。脚注の中の「Q：クエスチョニング」、「X：エックスジェンダー」、「A：アセクシュアル」に係る説明をそれぞれ修正します。(別冊 p81)

(3) 市からいただいた意見を反映した4件のうち、主なものは次のとおりです。

番号	意見の種類	意見の概要	意見に対する考え方
1	さまざまな人権課題（性的指向・性自認）	・「世界保健機関において、性同一性障害が精神障がいではなくなったこと」を記載すべき。	ご意見をふまえ、「国内外の状況」の【性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）】に「2018（平成30）年6月には、WHO（世界保健機関）において、性同一性障害は国際的診断基準である『国際疾病分類』の精神疾患から外されました。」と記載します。(別冊 p77)

人権問題に関する三重県民意識調査分析結果について

1 調査の概要

(1) 調査の目的

県民の同和問題をはじめとする人権問題に関する意識を調査することで、前回調査（平成24年度）以降の意識の変化と新たな人権課題に対する意識を把握し、今後の人権行政推進のための基礎資料を得ることを目的に実施しました。調査結果は、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」策定のための参考データとしても活用しました。

なお、当該意識調査は、昭和59年から概ね7年毎に実施しています。

第1回：昭和59年 第2回：平成3年 第3回：平成10年

第4回：平成16年 第5回：平成25年 第6回：令和元年

(2) 調査の概要

①調査期間 令和元年9月1日～9月15日

②調査対象 県内居住の20歳以上の男女3,000人（外国人を含む）

※住民基本台帳から無作為抽出

③調査方法 郵送による配付・回収（調査票による本人記入形式）

④回答状況 有効回答数1,146人（回答率38.2%）

⑤調査項目 三重県人権施策基本方針に掲げる各人権課題とともに、今日的な人権課題についても調査項目として設定しました。

(3) 調査結果の詳細分析

次の学識経験者からの意見を聞くとともに、質問間のクロス分析などを行いました。

・近畿大学人権問題研究所特任教授 奥田 均

・関西大学社会学部教授 内田 龍史

(4) 公表

令和2年3月にホームページで公表予定

2 分析結果の概要

① 人権意識全般について

- 人権に関する条約・法律・条例等の認知度（「内容（趣旨）を知っている」と「あることは知っている」を合わせた割合）について最も高かったのは「世界人権宣言」で82.1%でした。また、平成28年度施行の「差別解消三法」の認知度は「障害者差別解消法」が57.3%、「ヘイトスピーチ解消法」が41.2%、「部落差別解消推進法」が53.0%でした。また、「人権が尊重される三重をつくる条例」の認知度は25.3%でした。「差別解消三法」を「内容（趣旨）まで知っている」は10%程度であることから、内容（趣旨）までの周知を継続していく必要があります。
- 「三重県は人権が尊重されている社会になっていると感じるか」について、「感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせた割合は23.4%でした。最近5年間に県や市町などが主催する人権に関する講演会・研修会に3回以上の参加経験がある人、人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人と出会ったり話を聞いたりしたことがある人は、人権尊重社会だと感じる割合が高くなっています。

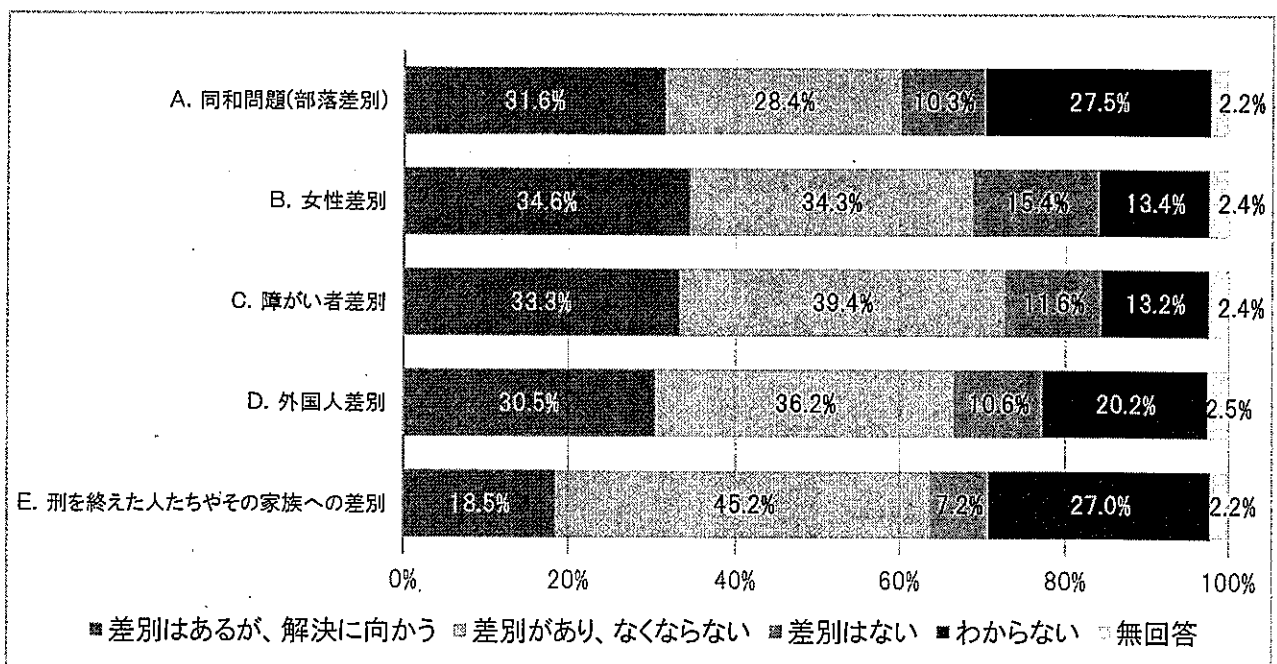
	3回以上の啓発等参加	出会い・話を聞いた経験有
「感じている」「どちらかといえば感じている」	34.5%	29.1%
「どちらかといえば感じていない」「感じていない」	20.7%	24.3%

- 「差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである」という考え方に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は88.8%で、県民の多くが差別を否定する意識を持っています。この意識を行動に移していけるよう、啓発を進める必要があります。
- 「差別は法律で禁止する必要がある」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は68.2%となっており、前回調査の63.1%より5.1ポイント増えました。法律による差別禁止が必要と考える割合が高くなっています。
- 「人権問題とは差別を受ける人の問題であって、自分には関係がない」という考え方に対して、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合は74.1%でした。県民の多くは人権問題について自らも考えたり、向き合うべき問題との認識を持っていると考えられます。
- 差別や人権問題について、家族や友人と話し合うことが「よくある」と「ときどきある」を合わせた割合は54.2%でした。
- 「同和問題（部落差別）は、早急に解決されなければならない」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は66.1%でした。

- 「子育ての期間は、母親だけが育児に専念すべきだ」について、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合は84.5%で、前回調査より50.5ポイント増えました。男女の役割分担意識を肯定する割合が減少したことから、男女共同参画の考え方が浸透していると考えられます。
- 「障がい児・者に対する虐待は許されない」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は92.8%でした。年齢階層別では80歳代以上が9.7ポイント低くなっています。
- 「外国人は仕事をする上で少々待遇が悪くても仕方がない」について、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合は60.2%でした。

② 人権問題についての現状認識となくなる見通し

- 同和問題（部落差別）、女性差別、障がい者差別、外国人差別について、「差別はあるが、解決に向かう」は30.5～34.6%となっています。また、「刑を終えた人たちやその家族への差別」は18.5%となっています。今後も、人権問題への現状認識となくなる見通しを持つことができる学習・啓発が必要です。



- 生育歴と同和問題（部落差別）のなくなる見通しとのクロス集計では、三重県内で過ごした層の方が、「差別はあるが、解決に向かう」を選択する割合が高く、三重県外で過ごした層では「わからない」の割合が高くなっています。

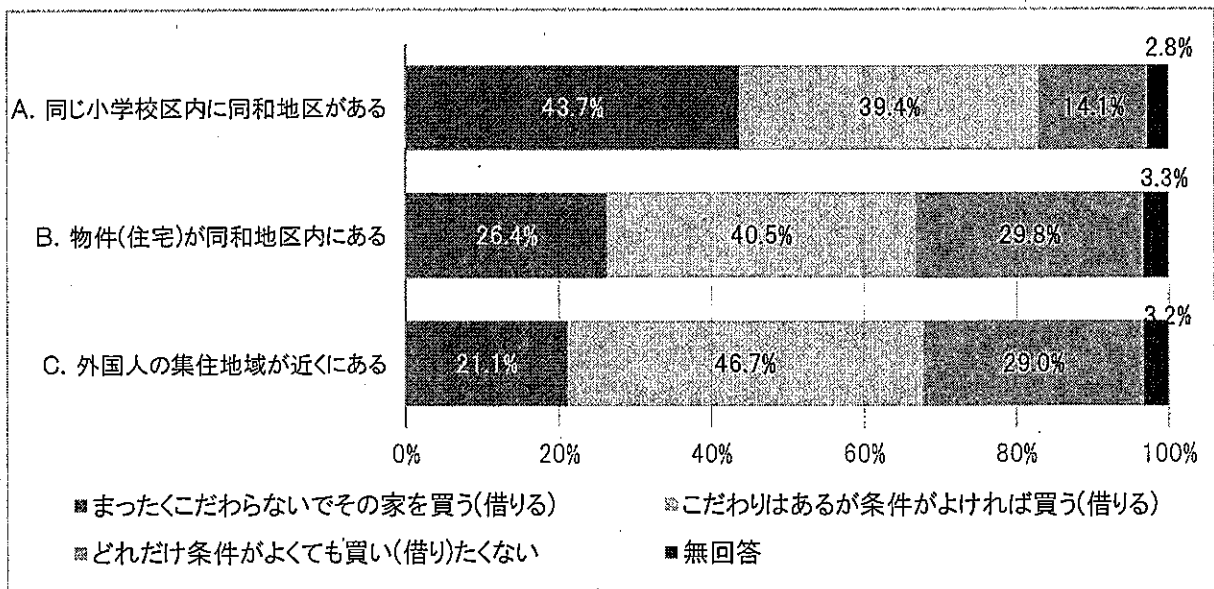
	差別はあるが、解決に向かう	差別があり、なくなる	差別はない	わからない
三重県内	34.3%	28.5%	10.7%	26.5%
三重県外	25.2%	31.4%	9.3%	34.1%

③ 結婚・交際時に表れる人権問題

- 身元調査に対する考えは、「相手の家族の病歴や障がいの有無」について、「感じはよくないが必要だ」は46.3%で、前回調査と比較して5.2ポイント増えました。「同和地区の人であるかどうか」は、「調べるのは当然だ」と「感じはよくないが必要だ」を合わせた割合は43.9%でした。
- 「同和地区出身者」との結婚について、「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせた割合は71.5%で、前回調査より7.1ポイント増えました。また、「考え直すように言う」と「迷いながらも、結局は考え直すように言うだろう」を合わせた割合は26.4%で、前回調査より5.9ポイント減りました。

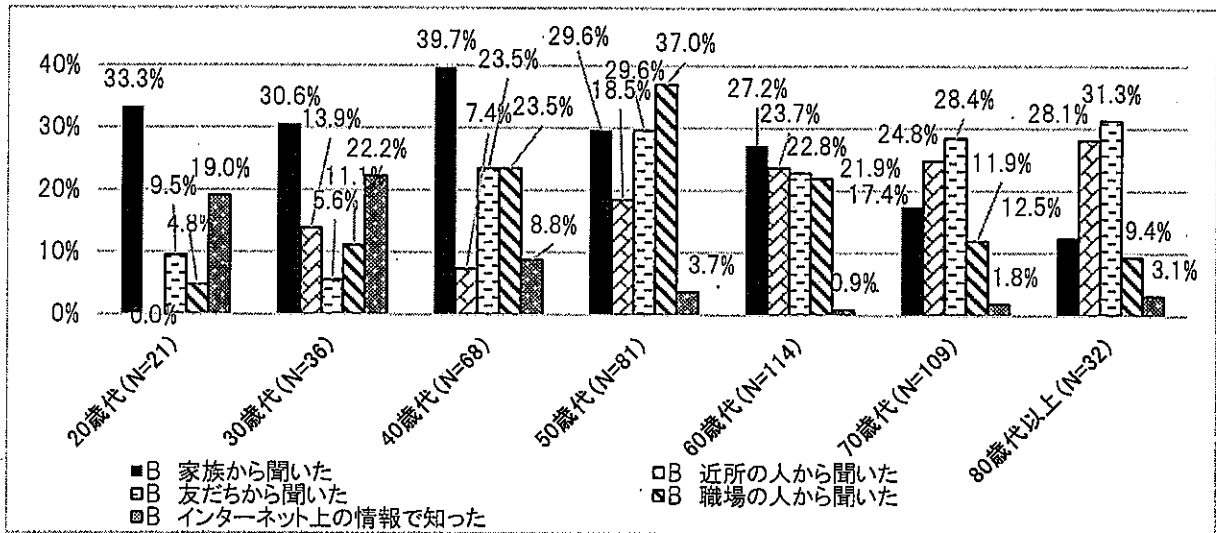
④ 不動産の建設や取引時に表れる人権問題

- 障がい児・者の生活施設の建設計画に対する反対運動について「人権を侵害している」は52.1%で、年齢階層別では、70歳代は8.3ポイント、80歳代以上は16.5ポイント、平均値より低くなっています。
- 家主が賃貸マンションを貸す際、外国人、障がい者、高齢者であることを理由に断ることを「人権を侵害している」とする割合は44.4~50.7%でした。今後も、一人ひとりがそれぞれの個性や多様性を認め合い、地域で共に暮らす共生社会の実現に向けた啓発が必要です。
- 「同じ小学校区内に同和地区がある」不動産購入について、「まったくこだわらないのでその家を買う(借りる)」と「こだわりはあるが条件がよければ買う(借りる)」を合わせた割合は83.1%でした。また、「物件(住宅)が同和地区内にある」と「外国人の集住地域が近くにある」については、「どれだけ条件がよくても買い(借り)たくない」が、それぞれ30%程度でした。

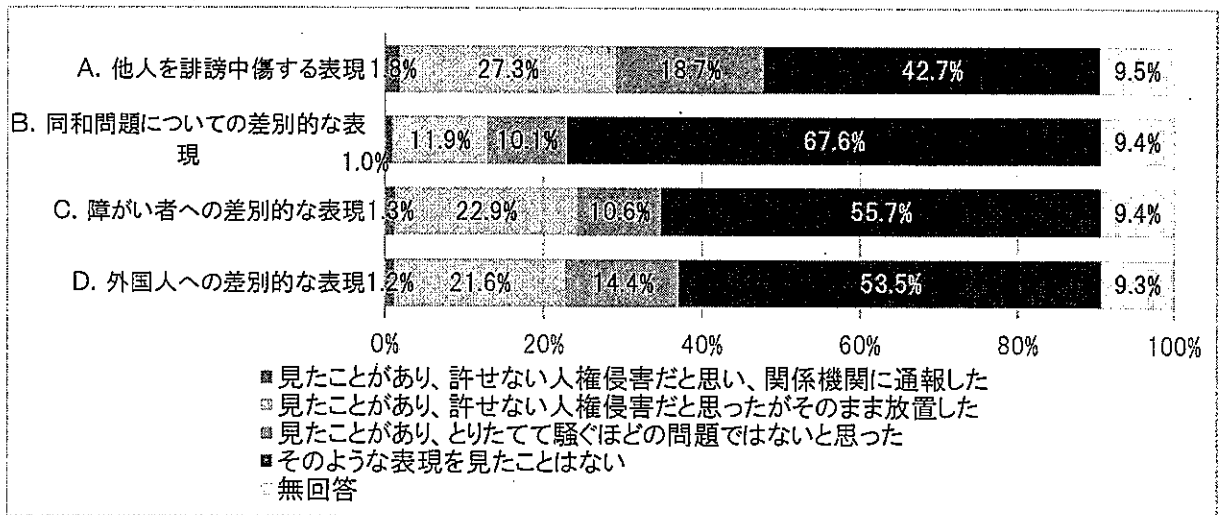


⑤ 個別の人権問題、今日的な人権問題

- 最近5年間で「同和地区の人は怖い」という話を「聞いたことがない」は53.1%で、前回調査より9.5ポイント増えました。また、聞いたときに「疑問に思った」は11.3%、「反発を感じた」は3.7%でした。この話の入手経路は、「家族から聞いた」「友だちから聞いた」「職場の人から聞いた」「近所の人から聞いた」などとなっています。入手経路を年齢階層別にみると、40歳代以下で「家族から聞いた」、60歳代以上で「近所の人から聞いた」、40歳代以上で「友だちから聞いた」、50歳代で「職場の人から聞いた」、30歳代以下で「インターネット上の情報で知った」の割合が高くなっています。このことから、年齢階層に応じた、さまざまな手法による啓発で知識やスキルを身につけ、実践行動力を高める必要があります。



- インターネット上での「他人を誹謗中傷する表現」を「見たことがある」は47.8%でした。また、「同和問題についての差別的な表現」については「そのような表現を見たことがない」が67.6%で他の表現よりも割合が高くなっています。差別的な表現について、「関係機関に通報した」はそれぞれ2%未満となっています。



- 性的指向や性自認に関わる人々についてどのような問題が起きていると思うかについては、「差別的な言動をされること」が47.1%、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」が46.9%などでした。このことから、多様な性的指向・性自認について社会の理解促進を図るとともに、相談体制の充実を図る必要があります。
- ヘイトスピーチの感じ方について、「表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ」と「ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方のないことだ」を合わせた割合は24.8%でした。年齢階層別では、20～30歳代で「表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ」が、40～50歳代で「人権を侵害しており、許されないことだ」が平均値より高く、80歳代では「ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方のないことだ。」が多くなっています。

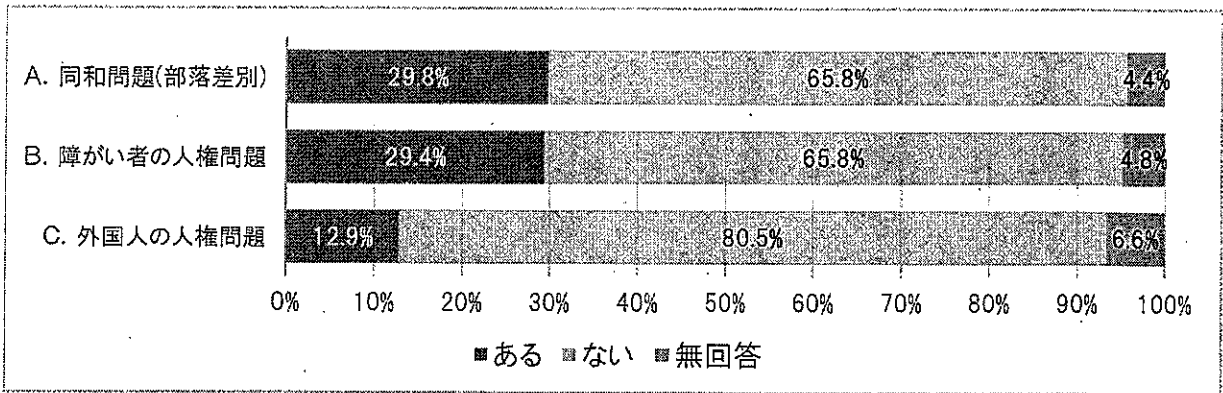
	許されないこと	許されること	仕方のないこと
総数（平均値）	69.4%	18.2%	6.6%
20歳代	70.0%	26.7%	3.3%
30歳代	69.0%	25.6%	3.9%
40歳代	80.3%	14.8%	4.4%
50歳代	79.7%	12.8%	5.8%
60歳代	68.8%	19.5%	7.7%
70歳代	64.5%	16.5%	7.4%
80歳代以上	47.5%	17.8%	12.9%

- 「ヘイトスピーチ解消法」の「内容（趣旨）を知っている」は、ヘイトスピーチは「人権を侵害しており、許されないことだ」と感じる割合が高くなっています。このことから、「ヘイトスピーチ解消法」の内容(趣旨)についての啓発が必要です。

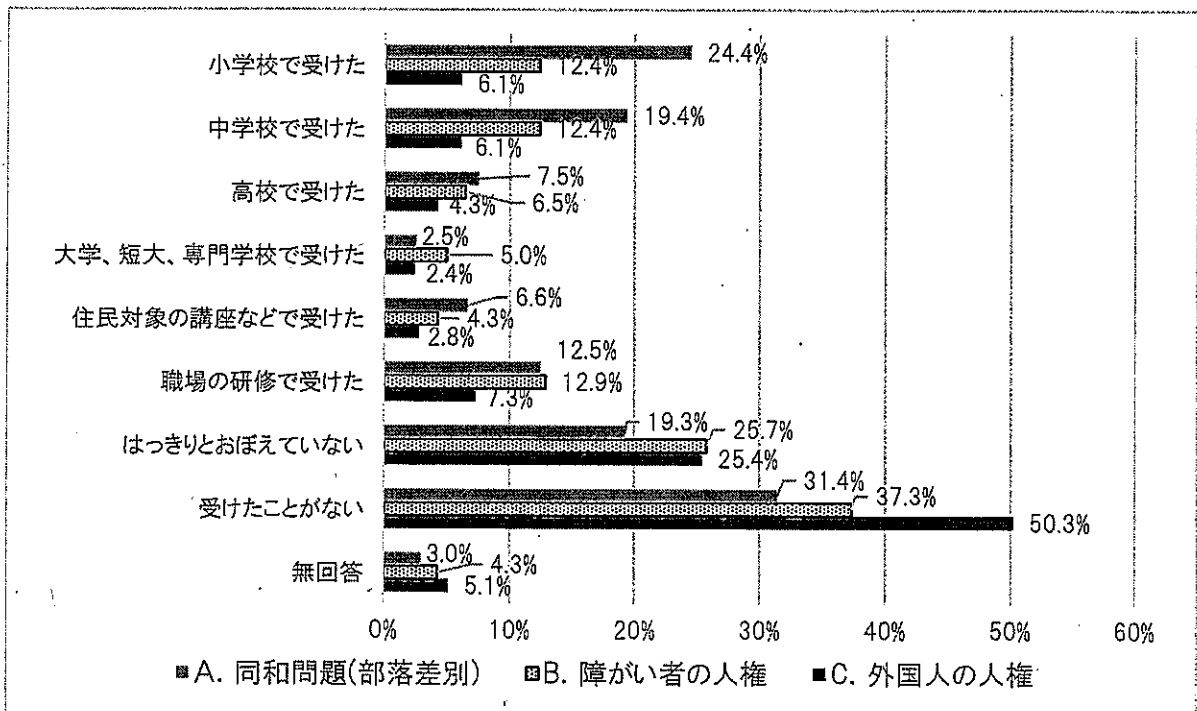
	許されない	許される	仕方のない	無回答
内容（趣旨）を知っている	81.3%	8.8%	6.6%	3.8%
知らない	69.3%	17.5%	6.8%	6.5%

⑥ 人権啓発、人権教育の経験

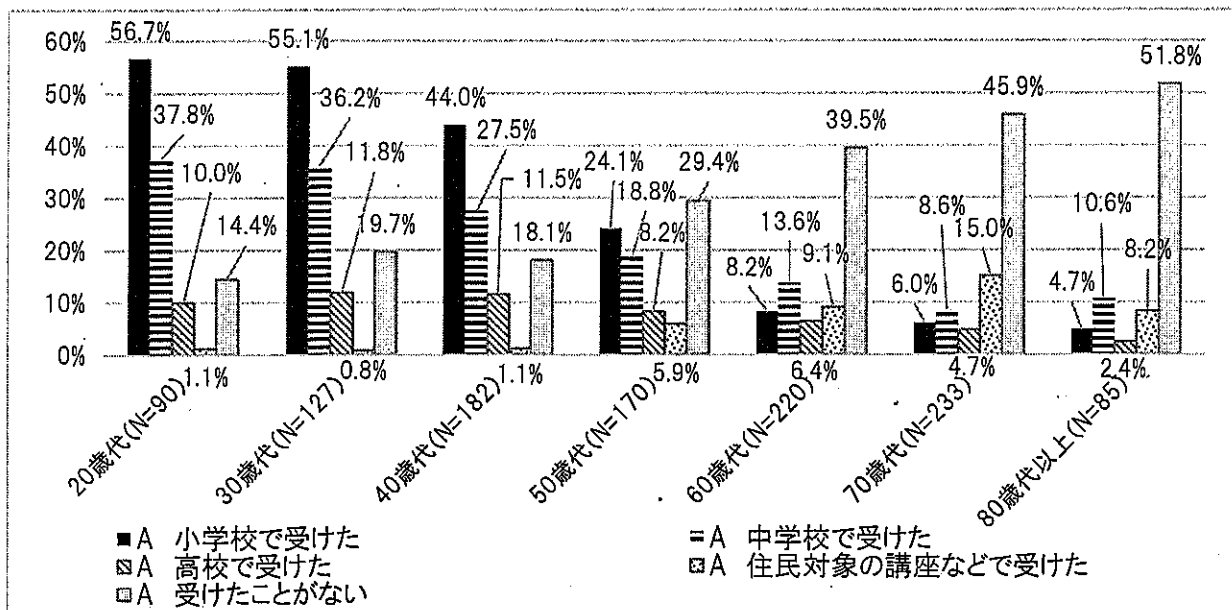
- 人権問題の解決に熱心な人との出会いは「同和問題」「障がい者の人権問題」は3割程度が「ある」と回答しています。「外国人の人権問題」では12.9%となっています。



- 人権学習を受けた経験では、「受けたことがない」が「同和問題」31.4%、「障がい者の人権」37.3%、「外国人の人権」50.3%となっています。



- 「同和問題(部落差別)」についての学習を受けた経験の年齢階層別では、概ね若年になるほど「小学校で受けた」「中学校で受けた」「高校で受けた」が高くなっており、「小学校で受けた」は30歳代以下では過半数を占め、「中学校で受けた」は30歳代以下で3分の1以上、「高校で受けた」は40歳代以下で1割強となっています。「住民対象の講座などで受けた」は70歳代で15%程度と、他の年齢階層と比較してやや高くなっています。さらに、概ね年齢が高くなるほど「受けたことがない」の割合は高くなり、80歳以上では過半数を占めています。



- 最近5年間に講演会や研修会に「一度も参加したことがない」は83.4%で、前回調査より5.6ポイント増えました。その理由は「講演会・研修会が開催されていることを知らなかった」(37.6%)、「関心がない」(33.1%)、「時間や場所の問題で参加できなかった」(14.2%)の順となっています。
- 講演会等の不参加理由を年齢階層、居住地域別にみると、「講演会・研修会が開催されていることを知らなかった」は20～40歳代と東紀州地域、「時間や場所の問題で参加できなかった」は60歳代と伊勢志摩地域、「関心がない」は20歳代、「人権については十分に理解している」は80歳代以上がそれぞれ高くなっています。

	知らなかった	時間や場所の問題	関心がない	十分に理解している	その他	無回答
総数(平均値)	37.6%	14.2%	33.1%	8.6%	3.3%	3.2%
20歳代	49.4%	8.6%	38.3%	1.2%	2.5%	0.0%
30歳代	46.9%	8.0%	35.4%	5.3%	2.7%	1.8%
40歳代	47.7%	11.1%	31.4%	2.0%	5.2%	2.6%
50歳代	32.6%	16.7%	36.2%	7.2%	6.5%	0.7%
60歳代	32.1%	20.9%	29.9%	11.2%	2.1%	3.7%
70歳代	31.3%	16.4%	33.3%	12.3%	1.0%	5.6%
80歳代以上	29.8%	10.7%	28.6%	20.2%	3.6%	7.1%
北勢地域	38.8%	13.1%	35.0%	7.4%	2.9%	2.7%
中南勢地域	37.2%	13.8%	31.6%	9.5%	4.3%	3.6%
伊勢志摩地域	31.7%	19.2%	35.6%	7.7%	2.9%	2.9%
伊賀地域	34.4%	18.0%	27.9%	11.5%	3.3%	4.9%
東紀州地域	42.9%	17.9%	21.4%	8.9%	3.6%	5.4%

⑦ 人権侵害の経験と対応

- 最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じた割合は11.2%で、その理由は、「女性または男性であること」が21.1%で最も多く、他には「障がい者」12.5%、「国籍、人種、民族」8.6%、「同和問題」5.5%、「性的指向・性自認」3.9%、「アイヌの人びと」2.3%などでした。その時の対応は「相手に抗議した」が15.6%で、前回調査より13.3ポイント減りました。また、「何もせず、がまんした」は46.9%で、前回調査より8.7ポイント増えました。
- 「何もせず、がまんした」の人権侵害理由は、「女性または男性であること」「年齢」「職業」などでした。

該当者数 60(複数回答数 95)

アイヌの人びと	1.7%	災害避難者	1.7%	年齢	23.3%
外見	5.0%	障がい者	10.0%	犯罪被害者	3.3%
学歴	6.7%	職業	18.3%	病気	6.7%
経済的困難、貧困	5.0%	女性または男性	28.3%	ホームレス	1.7%
刑を終えた人	1.7%	性的指向・性自認	5.0%	答えたくない	13.3%
国籍、人種、民族	11.7%	同和問題(部落差別)	5.0%	その他	10.0%

3 まとめ

- 最近5年間の県や市町などが主催する人権に関する講演会・研修会に3回以上の参加経験がある人、人権問題の解決に熱心に取り組む人との出会いのある人は、「三重県は人権が尊重された社会になっている」と感じる割合が高く、また、個別の人権課題に関する質問においても人権を尊重する意見を選択する割合が高くなっています。このことをふまえ、人権啓発事業への参加促進や内容の工夫が重要です。
- 前回調査以後、身元調査や土地差別等の事例を取り上げた啓発に取り組んだ結果、一定の改善がみられたことから、具体的な個別の人権問題に学ぶ取組を継続していく必要があります。
- 同和問題（部落差別）については、結婚相手の身元調査を必要とする意識や結婚差別、土地差別など同和地区への偏見や差別意識は改善しつつあるものの、依然として残っていることがうかがえます。今後も、「部落差別解消推進法」をふまえ、さまざまな手法を工夫しながら、同和問題（部落差別）についての正しい理解と認識を深める啓発に取り組んでいく必要があります。
- 性的指向や性自認に関わる人権問題については、社会の理解促進を図るとともに、性的指向・性自認に関する相談窓口の周知を行う必要があります。
- ヘイトスピーチへの意識については、「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度を上げるとともに、内容（趣旨）まで周知していくことで、ヘイトスピーチが許されないものであることへの理解を促進する必要があります。

- インターネットによる人権侵害については、インターネット上での人権問題に関する啓発活動を継続するとともに、差別事象や人権侵害の監視に関する体制づくりや削除行動についての啓発を進めていく必要があります。
- 研修会等への参加経験のない人に参加してもらえよう、開催告知の方法や参加しやすい時間や場所を設定することなど、開催方法の工夫をするとともに、人権問題に関心のない人に講演会・研修会に参加してもらうため、年齢階層や家族構成等を考慮し、多角的に人権問題を考えることができるような内容の設定に取り組んでいく必要があります。
- 多様化、複雑化する人権相談に的確に応じていくため、相談員の資質向上や相談機関相互の協働・連携の強化を図るとともに、相談内容に応じた窓口と利用方法の一層の周知に努める必要があります。また、相談窓口の周知にあたっては、がまんせずに気軽に利用いただきたい旨を認識していただく必要があります。

4 三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）最終案について

1 経緯

「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」については、昨年12月10日の環境生活農林水産常任委員会で報告を行った中間案に対して、パブリックコメントをはじめ、市町等より意見が寄せられました。また、「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」における審議、外部有識者の助言をいただき、これらをふまえて最終案（別冊3参照）として取りまとめました。

本年3月中に指針の策定・公表を行います。

2 中間案からの主な変更点

令和元年12月13日～令和2年1月14日の間に募集したパブリックコメントによる意見等を反映したほか、目標値の設定等を行いました。また、資料編を追加しました。

(1) パブリックコメント等の意見の反映

①パブリックコメント

2名2団体から12件の意見をいただきました。

意見への対応状況は、「意見反映」7件、「反映済」2件、「参考にする」3件でした。

反映した意見のうち主なものは次のとおりです。

意見の概要	意見反映の考え方
外国にルーツを持った生徒の、高校入学後の支援も盛り込んでいただきたい。	外国人生徒が多く在籍する高等学校に外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）を配置して生徒の学びを支援することを追記しました。（最終案P16）
学校における日本語指導は当然に必要なものであると考えるが、子どもたちが自らのルーツを大切にでき、アイデンティティーが確立できるよう、母語保障や文化を大切にできるような環境が必要である。	外国人生徒が母国語で相談できるSNS相談や、高等学校に外国人生徒支援専門員を配置することを追記しました。（最終案P16、17）
施策2-3（ライフステージに応じた支援）において、成人期の外国人に対する取組として「日本語指導が必要な外国人」に対する記述がなされていない。	施策3-1（日本語によるコミュニケーションの支援）にある日本語教育に関する取組について、施策2-3の取組としても記載しました。（最終案P17）
ネイティブ言語が外国語である日本人に対応していくために、「外国人住民」より適した表現はないのか。	用語としては常用されている「外国人住民」を使用しますが、施策を進めるにあたっては、母語が日本語でない等の日本人住民にも留意することを、より明確に記載しました。（最終案P11）
日本人住民と外国人住民の人間関係をつなぐことで地域社会への参加を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターの配置を提案します。	施策3-2に「多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる人材のあり方や育成について市町等と検討します」と記載しました。（最終案P19）

②市町からの意見

2市から27件の意見をいただきました。うち、25件は語句修正に係るもので、他には日本語教室の設置や、市町と共に事業を行うことを求める意見がありました。

③三重県外国人住民会議委員からの意見

1名から7件の意見をいただきました。その内容は、出入国管理及び難民認定法への意見等でした。

④三重県多文化共生推進会議、三重県外国人住民会議における意見

中間案に上記意見を反映させたものを両会議に提案したところ、教育や就労支援等の各取組への要望や期待の声がありました。

(2) 数値目標の設定

取組指標（7項目）について、目標値を設定しました。

指標	現状値 (2019(令和元)年度)	目標値 (2023(令和5)年度)
多文化共生の社会になっている（外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっている）と感じる県民の割合（※）	27.3% (2018年度)	37.3%
多文化共生に係る研修等の内容を今後に生かしたいと回答した受講者の割合	94.1%	100%
多言語ウェブサイト(MieInfo)の年間ページビュー数	161,145ページ (2018年度)	199,000ページ
医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数（※）	14機関 (見込)	26機関
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合（※）	86.8%	100%
日本語教育の推進に関する基本的な方針を策定した市町数	0市町	9市町
多言語情報提供を想定した図上訓練への外国人住民支援ボランティアの参加者数	23人/年	30人/年

(※)「みえ県民カビジョン・第三次行動計画(案)」の主・副指標と同じです

(3) その他

県民参加型予算「みんなでつくるか みえの予算」を含む、令和2年度当初予算と整合をとる形で、主な取組として新規事業を反映しました。

また、資料編として、外国人住民等に関するデータや多文化共生に関連するキーワード解説、外国人住民や外国人住民に関わっている人びとの声、多文化共生を考え行動するためのヒントなど、県民の皆さんに参考となる情報等を追加しました。

三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）【最終案】の概要

～多様な文化的背景を生かして一緒に築く地域社会をめざして～

対象期間	令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで
対象者	全ての県民

別紙

指針改定の背景

社会情勢	現状
<ul style="list-style-type: none"> 特定技能創設（入管法改正） ヘイトスピーチ解消法 外国人への差別・偏見 日本語教育推進法 SDGs 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の割合が全国第4位 多国籍化、永住者増、外国人労働者増 日本語指導が必要な児童生徒数全国第7位、外国籍の児童生徒在籍率全国第1位 日本人も多様に 多文化共生社会の実感が薄い

多文化共生の必要性と意義

<ul style="list-style-type: none"> 多様性を受容する社会が求められている（ダイバーシティみえ推進方針） 国籍に関わらず住民基本台帳制度の対象（住民サービスの対象） 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の人権保障 安全で安心なまちづくり 住民の異文化理解力の向上 誰もが暮らしやすいまちづくり 地域の活性化 イノベーションの促進 持続可能で包摂性のある社会の実現
--	---

めざす地域社会像

●多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています
●多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています

新たな課題
前指針の取組で
残された課題

- 現状の把握
- 多文化共生の意識定着
- 行政情報等の多言語化・相談体制の充実
- 外国人住民の安全な暮らし
- あらゆる年齢層への対応
- 日本語教育の充実
- オール三重の取組

基本施策	施策	主な取組	数値目標
1 多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着	1-1 当事者の声を聴く仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 三重県多文化共生推進会議開催 三重県外国人住民会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合 27.3%(2018年度) → 37.3%(2023年度)
	1-2 研修や啓発活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 好事例の情報発信 国際交流員派遣事業 	
2 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり	2-1 行政・生活情報の多言語化と相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> みえ外国人相談サポートセンターMieCo 三重県労働相談室 	<ul style="list-style-type: none"> 医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数 14機関(2019年度見込) → 26機関(2023年度)
	2-2 安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 医療通訳制度の普及 みえ災害時多言語支援センター 	
	2-3 ライフステージに応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> プレスクールマニュアルの普及 キャリアガイドDVDの普及 	
3 多文化共生社会づくりへの参画促進	3-1 日本語によるコミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育の体制づくり やさしい日本語の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して日本語指導が行われている学校の割合 86.8%(2019年度) → 100%(2023年度)
	3-2 多文化共生の地域をつくる行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 医療通訳人材の育成 日本語指導者等の研修会 	

推進体制

目的	名称	連携主体
総合的・計画的な県施策の推進	三重県多文化共生推進会議	県、市町、三重県国際交流財団、市町国際交流協会、市民活動団体、教育機関、企業・経済団体、県民
外国人住民の意見を反映	三重県外国人住民会議	県、県民(外国人住民)
外国人労働者の雇用問題に対応	外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議	県、国
県および市町間の情報共有	三重県市町多文化共生ワーキング	県、市町
外国人材の受入れ・共生に関する課題に対応	みえ多文化共生地域協議会（仮称）	県、国、市町、三重県国際交流財団、企業・経済団体、市民活動団体等

進行管理

▶ 年度ごとに評価し、三重県多文化共生推進会議に報告
▶ 県ウェブサイトで公表

★各種データ集
★多文化共生キーワード
★まちの声
★多文化共生の知恵袋 など

5 三重県消費者施策基本指針最終案について

1 経緯

「三重県消費者施策基本指針」の改定については、パブリックコメントを募集し、市町等関係団体、関係部局等からの意見聴取を行い、いただいた意見をふまえるとともに、三重県消費生活対策審議会でご審議をいただき、最終案（別冊4参照）として取りまとめました。

本年3月中に指針の策定・公表を行います。

2 中間案からの主な変更点

令和元年12月13日から令和2年1月11日の間に募集したパブリックコメントによる意見を反映するなど、変更を加えました。

(1) パブリックコメントの反映

①意見数

3名の方から17件の意見をいただきました。

②意見への対応状況

「意見反映」3件、「反映済」2件、「参考にする」11件、「その他」1件でした。

意見の反映を行ったものは、次のとおりです。

意見の概要	意見反映の考え方
「みえ・くらしのネットワーク」について、ネットワークとして機能するための体制・仕組み作りが必要だと思う。消費関連のシンポジウム等でのパネル展示も少なく、休眠状態の団体が多いと思う。	効果的・効率的な啓発の実施のためには、さまざまな主体による連携した取組が重要であることから、「みえ・くらしのネットワーク」における取組の推進について、第3章第1項3-②「ア 効果的な啓発活動の推進」に追加しました。 (最終案 P25)
民法改正について、冊子やインターネットによる動画配信、各種メディアを活用した啓発を行うとともに、子どもたちからの意見を聞くことが必要である。	民法の成年年齢の引下げを見据え、若年者に対する取組の強化が求められることから、第3章第1項3-②「イ 若年者の知識と意識の向上」に追加しました。 (最終案 P25)

意見の概要	意見反映の考え方
<p>学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めるとあるが、例示がコミュニケーションの機会の提供だけである。消費者教育の観点から、東南アジアの縫製工場や北米の飼料用作物、あるいは、ヨーロッパの観光公害に関する内容など、身近にある衣食住の消費と外国との関係についての理解を深めるような取組が必要である。</p>	<p>国際理解教育の推進については、さまざまな機関と連携し、子どもたちに多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を提供しており、第3章第1項4-③「イ 国際理解教育との連携」に追加しました。</p> <p>また、人や社会、環境に配慮した消費活動である倫理的消費（エシカル消費）の普及啓発については、第3章第1項4で掲載しているところであり、消費者教育に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">（最終案 P28）</p>

(2) 関係部局等からの意見の反映

- ① 県内で発生したCSF（豚熱）への対応など、食に対する安全・安心に関する風評被害の防止に向けた取組について、第3章第2項1-①「オ 食の安全・安心の確保に関する知識の普及と理解の促進」に追加しました。（最終案 P30）
- ② 倫理的消費（エシカル消費）についての概要や県内の取組事例をコラムとして追加しました。（最終案 P49、50）

(3) 三重県消費生活対策審議会の意見の反映

- ① 持続可能な開発目標（SDGs）について、消費者には馴染みが薄く、周知を図る必要があるため、第2章1（5）「「持続可能な開発目標（SDGs）」達成への貢献」に17の目標のアイコンを追加するほか、資料「用語の解説」に説明を追加しました。（最終案 P7、44）
- ② キャッシュレス化の進展への対応として、利便性やリスクを正しく理解してもらう必要があることから、第3章第3項1-③「高度情報通信社会の進展への的確な対応」に追加しました。（最終案 P38）

三重県消費者施策基本指針(R2~R6年度)概要

参考

第1章 「三重県消費者施策基本指針」改定の考え方

- (1)「三重県消費者施策基本指針」改定の趣旨
県民が一消費者として、自らの権利の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的な消費生活を営むことができるよう、社会経済情勢の変化に対応した施策を計画的に展開していくために、これまでの基本指針を見直す。
- (2)「三重県消費者施策基本指針」改定の視点
・「三重県消費生活条例」の基本理念に則り、消費者の権利を尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する。
・「みえ県民カビジョン」における「消費生活の安全の確保」の実現のため、より具体的な方向性を示す。
・国の「消費者基本計画」の取組方向に沿った施策を実施するほか、地域の実情に応じたきめ細かな取組を推進する。
・消費者教育推進法に規定する「消費者教育推進計画」として位置づけ、消費者教育を計画的に推進する。
- (3)「三重県消費者施策基本指針」の計画期間 令和2年度～令和6年度の5年間とする。
- (4)「三重県消費者施策基本指針」の実行性の確保
三重県消費生活対策審議会、三重県消費者教育推進地域協議会への主要施策の進捗報告と意見の施策への反映。
- (5)「三重県消費者施策基本指針」の体系 「第3章 消費者施策の具体的な展開」の体系を示す。

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

- (1)社会経済状況の変化
・「消費者契約法」、「特定商取引に関する法律」等消費者に関連する法律の改正や民法改正による成年年齢の引下げ、学習指導要領の改訂など。
・高度情報通信社会の進展に伴う新たな消費者トラブルの発生。
・持続可能な開発目標(SDGs)達成への貢献が求められる。
- (2)三重県における消費生活をめぐる現状と課題
・高齢化の進展、インターネット社会の急激な進展、外国人住民の増加など。
- (3)三重県における消費生活相談の状況
・県消費生活センターへの相談件数は減少傾向だが、市町消費生活相談センター等への相談件数は増加傾向。県内全体の相談件数はおおむね1万件程度。
・県消費生活センターにおける相談件数に占める60歳代以上の高齢者の割合は年々増加。平成30年度には初めて40%を超えた。
・市町における消費生活センターの設置促進など、県と市町との連携を強化し、県全体の相談対応能力の向上を図ることが求められる。

第3章 消費者施策の具体的な展開

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

消費者市民社会形成に寄与するための体系的・効果的な消費者教育の推進と実践的能力の育成

- 1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進
 - ① 成年年齢引下げを見据えた学校教育等における消費者教育の推進
 - ② 地域社会における消費者教育の推進
 - ③ 家庭における消費者教育の推進
 - ④ 事業者における消費者教育の推進
- 2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携
 - ① 消費者教育の担い手の育成
 - ② 多様な主体との連携による消費者教育の推進
- 3 消費生活に関する情報提供と啓発
 - ① 情報提供や学習の場の提供により消費者が合理的な選択ができる環境の整備
 - ② 効果的な啓発活動の推進と若年者の知識と意識の向上
- 4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組
 - ① 環境に配慮した消費活動の促進
 - ② 食育と食品ロス削減に向けた取組
 - ③ 人や社会に配慮した消費活動の促進

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

法令に基づく監視・指導、消費者への適正かつ迅速な情報提供、自主的な取組の推進

- 1 食の安全・安心の確保
 - ① 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導
- 2 商品・サービスの安全の確保
 - ① 家庭用品等の安全の確保
 - ② 住宅等の安全の確保
 - ③ さまざまなサービス等の適正な運営の確保
 - ④ 消費者事故情報等の消費者への迅速かつ的確な情報の提供
- 3 取引の安全の確保
 - ① 「特定商取引法」の厳正な執行
 - ② 事業者指導の充実・強化
 - ③ 事業者の健全な育成
 - ④ 事業者による自主的な改善の促進
- 4 表示・計量の適正化
 - ① 商品・サービスの適正な表示の確保
 - ② 商品の適正な計量の確保
 - ③ 商品・サービスの適正な表示の促進
- 5 生活関連物資の安定供給
 - ① 生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定
 - ② 生活関連商品の円滑な供給と正確な情報の提供

第3項 消費者被害の防止・救済

さまざまな主体が参画した相談体制や見守り体制の確立

- 1 三重県消費生活センターの相談機能の充実
 - ① 相談体制の充実
 - ② 消費生活相談の充実・強化
 - ③ 高度情報通信社会の進展への的確な対応
 - ④ 国際化の進展への対応
- 2 市町の相談体制等の充実に向けた支援
 - ① 市町の消費生活相談体制充実のための支援と連携
- 3 多重債務者問題への対応
 - ① 多重債務者のサポート体制の確保
 - ② ギャンブル等依存症対策の推進
- 4 消費生活上特に配慮を要する消費者への支援
 - ① 高齢者や障がい者等の消費生活の安全確保
- 5 紛争の適切かつ迅速な解決
 - ① 紛争の適切かつ迅速な解決

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

- 1 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保
 - ① 消費生活に関する消費者等の意見の把握
 - ② 消費者施策に関する透明性の確保
- 2 市町・国との連携
 - ① 市町との連携と支援
 - ② 国等との連携
- 3 消費者行政推進体制の充実・強化
 - ① 「三重県消費生活対策審議会」による調査審議
 - ② 庁内連携体制の充実

6 水道法改正に伴う水道事業における基盤強化の取組状況について

1 現状

令和元年10月、改正水道法が施行され、県に水道基盤の強化に関する施策の策定および水道事業者等の広域的な連携の推進役が求められることとなったため、県では、次の取組を行っています。

(1) 三重県水道事業基盤強化協議会

令和元年10月から県内における水道事業の基盤強化の推進を図るため、全ての市町水道事業者および企業庁を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」（以下「協議会」という。）や地域別のブロック会議を開催し、地域の実情に応じた基盤強化に向けた具体的な取組の検討を進めています。

(2) 水道事業の持続可能な仕組みに関する研究会

令和元年7月から水道事業の課題を整理し、水道事業が持続可能となる方向性を検討するため、有識者と一部の市町水道事業者を構成員とする「水道事業の持続可能な仕組みに関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、今年3月末に報告書を取りまとめる予定です。その結果は今後の協議会の議論で活用します。

2 課題

協議会では、各水道事業者が意見交換を行い、人口減少や高齢化が進む市町から、必要な財源や人材の確保に苦慮している実態が明らかになっています。

また、研究会では、一部の水道事業で、水道料金で資産維持を含めた事業運営に必要な経費を賄っていない状況（給水原価が供給単価を上回っている。）が見られ、今後人口減少が進む中、経営状況に支障が生じる可能性があることが報告されました。

3 今後の取組方向

市町水道事業者は、これまで以上に経営改善に努めることが基本となります。その上で、基盤強化に効果のある広域的な取組の検討が進むよう市町に適切な助言を行い、市町の財政運営に関わる地域連携部とも連携しながら、来年度も市町とともに協議会を運営してまいります。

そうした中、市町に対し、水道基盤強化に資する制度の紹介、国の交付金が最大限活用できるような助言など行ってきたところですが、今後も必要な情報提供等をするとともに、水道事業が持続していくための広域的な財政措置のあり方についても、引き続き国へ要望・提言を行います。

これら協議会等を通じて得られた具体的な成果は、今後策定予定の水道基盤強化計画等に反映させてまいります。

7 産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について

1 概要

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、県民の安全・安心を確保するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」による国の財政的支援を得て対策工事等を実施しています。

このうち、四日市市内山事案については、令和2年3月31日をもって対策工事等が完了することから行政代執行を終了し、残る3事案については、令和4年度末までに終了するよう引き続き計画的に事業を進めていきます。

2 各事案の取組状況（別紙参照）

今年度末に対策が終了する事案

(1) 四日市市内山事案

高濃度の硫化水素ガス（最高 32,000ppm）の発生や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあったことから、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入により、硫化水素ガスの発生抑制を図った上で整形覆土等を実施し、効果確認のためのモニタリングを2年間行ってきました。

その結果、学識経験者4名で構成する技術検討専門委員会（令和元年9月開催）において実施計画における目標達成が確認され、県として安全性が確保されたと判断できることから、令和2年3月31日をもって行政代執行を終了します。

なお、行政代執行終了後は、廃棄物処理法に基づく区域指定を行い、土地の形質変更を制限するとともに、地域住民の安心が確保されるよう定期的なパトロールによる状況確認等を実施します。

<実施計画における目標と達成状況>

目 標	対 策 後
① 硫化水素ガスが敷地境界において基準（0.02ppm）以下	① 敷地境界で検出せず
② メタンガスが滞留しない状態が保たれている	② 天端部へのガス拡散施設の設置による滞留の解消
③ 法面崩落等による廃棄物の飛散・流出がない	③ 整形覆土および排水溝の整備による法面崩落等のおそれを解消

来年度以降も対策を継続する事案

(2) 桑名市五反田事案

1,4-ジオキサン等による地下水の汚染対策のため、廃棄物の掘削除去や揚水浄化等を実施しています。令和元年度は、水処理施設の増強工事を完成させ、汚染地下水の揚水量を増加させることで対策の強化を行いました。

令和2年度は、汚染残留区域への揚水井戸の追加設置も行いながら、引き続き揚水浄化対策を継続します。

(3) 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散・流出の防止や雨水の浸透抑制のため、整形覆土工および排水工等の対策を実施しています。令和元年度は、西水路側における汚染地下水の周囲への拡散防止のため、染み出し抑止工等を実施しました。

令和2年度は、引き続き西水路側の染み出し抑止工等を進めるとともに、廃棄物埋立区域の法面工や覆土工にも着手する予定です。

(4) 桑名市源十郎新田事案

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）等の有害物質を含む廃油の拡散防止を図るため、汚染源となる廃棄物の掘削除去や集油管等による廃油の回収・処理を実施しています。令和元年度は、廃油の回収・処理を継続しつつ、旧処分場内の対策工事（PCB高濃度範囲の掘削除去、VOC等の熱処理工）を実施していくにあたっての詳細設計等を行いました。

令和2年度は、引き続き廃油の回収・処理を継続するとともに、旧処分場内の対策工事に着手します。また、平成28年10月に申立てを行った油の回収等の措置を求める民事調停については、引き続き適切に対応していきます。

3 今後の取組方向

行政代執行を継続している3事案について、令和4年（2022年）度末までの対策の完了に向けて着実に事業を推進し、安全・安心を確保していきます。

なお、対策工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

また、原因者への費用求償についても、粘り強く対応していきます。

(1) 四日市市内山事案

<場所>

四日市市内山町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

<不適正処理された時期および内容>

(時期) 平成元年～11年頃

(内容) 産業廃棄物処理業者が、許可品目外の木くず、紙くず等を含む廃棄物を許可面積・容量を大幅に超えて埋立てを行ったため、高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。



<生活環境保全上の支障等>

高濃度の硫化水素やメタンガスの発生による、周辺への悪臭の漏洩や火災発生のおそれ、および法面崩落等による廃棄物の飛散・流出のおそれがありました。

<対策工事の実施内容>

令和元年度までの主な実施内容

- ・霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入装置による硫化水素の発生抑制
- ・廃棄物の掘削・除去工事
- ・整形覆土工事や調整池の設置工事 等

(ガス拡散施設)



(参考：対策工事前の状況 [平成10年])



(2) 桑名市五反田事案

<場所>

桑名市大字五反田多々星地内の山林

<不適正処理された時期および内容>

(時期) 平成7年～8年頃

(内容) 産業廃棄物処理業者が、燃えがら、汚泥、廃油等を不法投棄し、平成9年10月にVOC(揮発性有機化合物)による地下水汚染が判明し、さらに平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明した事案です。

<事案地の概要>



<生活環境保全上の支障等>

VOCおよび1,4-ジオキサンにより、農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

<対策工事の実施内容>

①令和元年度までの主な事業内容

- ・1,4-ジオキサン高濃度区域の廃棄物および汚染土壌の掘削・除去工事
- ・廃棄物残置区域における遮水壁補強工事
- ・水処理施設による汚染地下水の揚水浄化および水処理施設の増強(追加設置)工事等

②令和2年度以降の実施内容

- ・汚染残留区域への揚水井戸の追加設置工事
- ・揚水浄化の継続および効果確認 等

(水処理施設)



(3) 四日市市大矢知・平津事案

<場所>

四日市市大矢知・平津町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

<不適正処理された時期および内容>

(時期) 昭和 56 年～平成 6 年頃

(内容) 産業廃棄物処理業者が、廃プラスチック、陶磁器くず等の廃棄物を、許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

<事案地の概要>



<生活環境保全上の支障等>

周辺地域に廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあります。

<対策工事の実施内容>

①令和元年度までの主な事業内容

- ・事業者関連区域の調整池、進入道路の設置工事
- ・中溜池側および西水路側における染み出し抑止工（鋼矢板の打込み、連続地中壁の設置）および調整池、管理用道路の設置工事 等

②令和2年度以降の実施内容

- ・西水路側の染み出し抑止工（連続地中壁の設置）および調整池の設置工事
- ・法面部への厚層基材（植生材）吹付工
- ・天端部の覆土工事等
- ・管理用道路の舗装工事 等

(4) 桑名市源十郎新田事案

<場所>

桑名市大字五反田字源十郎新田地内の河川敷

<不適正処理された時期および内容>

(時期) 昭和 48 年～51 年頃 (推定)

(内容) 平成 19 年 9 月に員弁川・藤川合流点付近の旧最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成 22 年 10 月に当該箇所から回収した廃油に PCB (ポリ塩化ビフェニル) 等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

<事案地の概要>



<生活環境保全上の支障等>

PCBを含む油の河川への滲出等により、下流の水道水源や農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

<対策工事の実施内容>

①令和元年度までの主な事業内容

- ・油汚染範囲の囲い込み (鋼矢板の打込み) 工事
- ・集油管等による廃油の回収・処理
- ・汚染源域、低水護岸部等における PCB 含有廃棄物の掘削除去
- ・河川法等、関係法令に関する関係機関との協議

②令和2年度以降の実施内容

- ・集油管等による廃油の回収・処理等を継続
- ・旧処分場内の PCB 高濃度範囲における廃棄物の掘削・除去および VOC 等の熱処理工

(油回収の状況)



8 包括外部監査結果に対する対応について（環境生活部）

1 令和元年度包括外部監査結果・対応方針等

(1) 実施テーマ

地球温暖化対策や廃棄物対策等の環境問題に関する事務の執行について

(2) 監査結果

監査の結果、12件の指摘と28件の意見がありました。その対応方針は別添1のとおりです。

今後は対応方針等に基づき、改善に努めるとともに、その対応結果については、令和3年2月定例会月会議の常任委員会において報告いたします。

【参考】

- ・指摘 監査の結果、法令や規則に等に従い適正に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されるもの。
- ・意見 監査の結果、「指摘」には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの。

令和元年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
(1) 地球温暖化対策の推進		
1 地球温暖化防止活動推進員の委嘱手続きについて (意見) 1-2-① ←包括外部監査報告書の指摘及び意見の番号		
<p>面接の結果、委嘱が適切でないと判断された者がいた。要綱上、推進員の委嘱要件に規定されていない理由(高齢・緊急時の連絡に問題等)で委嘱されなかったものがあり、要綱に基づいた委嘱であったか疑問が残るため、委嘱結果と整合するよう(例えば、包括的な条項を入れるなど)要綱に明記すべきである。</p>	<p>意見をふまえ、三重県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱を改正し、「(5)その他、推進員として適正と認められる者。」を明記しました。</p>	<p>地球温暖化対策課</p>
2 決裁文書の代決の運用について (意見) 1-3-②		
<p>決裁文書に決裁者である課長ではなく、代決者とされる班長の承認印がなされていたが、事案の内容が重要であると認められるとき等は代決することができないと定められた規則に反しないかを検討した過程を文書上で明らかにすべきである。</p>	<p>本案は問題なく代決することができる事案でしたが、意見をふまえ、代決の取扱いについては今後留意します。</p>	<p>地球温暖化対策課</p>
3 決裁文書の代決の運用について (意見) 1-5-③		
<p>②と同様、決裁者ではなく、代決者の承認印のときは、代決者が問題なく代決できる事案であったことを検討した点を文書で明らかにすべきである。</p>	<p>本案は問題なく代決することができる事案でしたが、意見をふまえ、代決の取扱いについては今後留意します。</p>	<p>地球温暖化対策課</p>
4 二重の業務委託契約の締結について (指摘) 1-6-④		
<p>電気自動車充電設備設置事業について、県は、A社と業務委託契約を締結し、同契約には定期メンテナンスも業務委託の対象としながら、重ねて、B社と定期メンテナンスについての業務委託契約を締結していた。 このような処理は、県が、B社との関係で、本来A社が負うべき業務委託契約上の責任を負う事態を生じさせかねないものであるうえ、業務委託契約の再委託を制限する規定の潜脱にもなりかねないものである。</p>	<p>重複していた定期メンテナンスに係る業務委託契約について、県とA社、B社との業務委託契約上の責任を明確にするための契約変更等を行います。</p>	<p>地球温暖化対策課</p>

(2) 大気・水環境の保全

1 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について(意見) Ⅱ-1-⑤

いずれの報告書にもチェック欄の記載がないものが発見された。チェック欄の記載が無いと異常が無かったためか、担当者が不在等の理由で確認できなかったのか、後日になれば判然としない。単なるメモではない以上、記載漏れが無いよう努めるべきである。

毎年、年度当初に実施する大気・水質担当者会議の場で、担当者あて立入検査報告書の記入方法について周知します。また、立入検査マニュアルを策定し、同報告書の記載方法の標準化を図ります。

大気・水環境課

2 立入検査マニュアルの策定について(意見) Ⅱ-1-⑥

環境省が立入検査マニュアル策定の手引きを作成、配布しており、多くの都道府県でもマニュアル策定が進んでいる。県は立入検査をベテラン職員と若手職員の2名体制で行うことにより、立入検査の実効性を図っているとのことであるが、マニュアル策定にあたり、ベテラン職員の経験的知見を盛り込めば、より継続されやすくなり、深く理解することができるので、検討すべきである。

立入検査については、これまでOJTや実地研修等により職員の能力向上を行ってきました。意見をふまえ、これまでの研修等と併せてマニュアルに基づいた立入検査を行うことで、より質の高い立入検査ができると思われることから、令和2年度を目途に、立入検査マニュアルを策定します。

大気・水環境課

3 立入検査マニュアルの策定について(意見) Ⅱ-4-⑦

(2) 2の意見と同様である。

(2) 2の対応方針と同様です。

大気・水環境課

4 ダイオキシン類の自主測定について(意見) Ⅱ-5-⑧

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者には、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、県に報告することが義務づけられている。報告義務のある施設のうち、一部報告がなかったが、特段の罰則等はない。適正な測定と報告が行われるため、報告義務が履行されるよう対策を検討すべきである。

未測定及び未報告の事業者に対しては、立入検査にて文書指導や報告徴収を行うなど、引き続き法に基づき指導をしていきます。

大気・水環境課

5 「大気立入検査報告書」「水質立入検査結果報告書」の記載について(意見) Ⅱ-7-⑨

(2) 1の意見と同様である。

(2) 1の対応方針と同様です。

大気・水環境課

6 立入検査マニュアル策定について(意見) Ⅱ-7-⑩

(2) 2の意見と同様である。

(2) 2の対応方針と同様です。

大気・水環境課

<p>7 川の健康診断事業について〈1〉(意見) Ⅱ-8-⑪</p> <p>近時、時間的な余裕がないことや、川で調査を行う事に対する安全性への懸念などから、参加に積極的な学校が減少しているとのことである。</p> <p>子どもの頃から身近な自然に触れ、その大切さを学習することは、意識向上の観点から非常に有効であり、調査に参加する意義や効果などを説明していただき、より多くの子どもが調査に参加するよう努めるべきである。</p>	<p>参加団体が減少している理由として、水生生物調査の知識を有する教職員数の減少が考えられます。三重県環境学習情報センターでは、サポート体制が整っていることについても案内をして、小中学校が実施する「みえ川の健康診断事業」をサポートしていきます。</p>	<p>大気・水環境課</p>
<p>8 川の健康診断事業について〈2〉(意見) Ⅱ-8-⑫</p> <p>河川水質マップは、県のウェブサイトには、平成27年度版までしか掲載されていないが、水質調査について広く知ってもらうため、毎年継続してウェブサイトへの掲載することが望ましい。</p>	<p>掲載していなかった平成28年度から平成30年度の「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」につきましては、県ウェブサイトに掲載しました。今後は作成次第、県ウェブサイトに掲載します。</p>	<p>大気・水環境課</p>
<p>9 伊勢湾におけるCODの環境基準達成率について(意見) Ⅱ-8-⑬</p> <p>全窒素及び全磷については、ほぼ達成している状況にあるといえるものの、CODの環境基準達成率は低下傾向すらうかがわせる。</p> <p>環境基準を達成、維持していくため、引き続き、工場、事業場の排水規制に係る指導監督を行うとともに、生活排水対策を推進し、閉鎖性海域である伊勢湾については、水質総量削減計画に基づく対策を実施し、総合的な水環境改善対策を進める必要がある。</p>	<p>河川のBOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準達成率は90%以上まで改善していますが、伊勢湾におけるCOD(化学的酸素要求量)の環境基準達成率は未だ40から60%で推移しています。また、夏場を中心として、海底付近の海水中の酸素の量が極端に少なくなる「貧酸素水塊」が近年も広範囲に発生しています。このことから、引き続き、総合的な水環境保全対策を進めていきます。</p>	<p>大気・水環境課</p>
<p>10 土壌汚染に関する情報公開について(意見) Ⅱ-10-⑭</p> <p>事業が完了した旨の報告記事には、「関連リンク」として土壌汚染発見時の記事へのリンクが貼られているが、いくつかの事案について、当該リンクが無効になっている。</p> <p>発見された汚染物質の量など、発見時の記事しか記載されていない情報もあるため、情報公開の観点から、閲覧可能な状態とすることが望まれる。</p>	<p>ウェブサイトで公開されている全ての情報について「関連リンク」を確認し、リンクが無効になっている箇所については、閲覧可能な状態となるよう修正しました。</p> <p>今後はリンク切れとならないよう、定期的に確認を実施していきます。</p>	<p>大気・水環境課</p>

<p>1 1 指名競争入札という契約方法の選定について（指摘） Ⅱ-11-⑮</p>		
<p>地盤沈下対策事業北勢地域精密水準測量業務委託において、指名競争入札によって、業務委託先が選定されていた。 「建設工事等」のうち、「建設工事」については、一般競争入札に付しているものの、それ以外の測量、調査、設計、製造については、全件、自動的に指名競争入札とされている。 しかし、法 234 条 2 項により指名競争入札は、政令で定める場合に該当する場合に限り、できるとされており、政令の規定からすると、全件、自動的に指名競争入札を選定するのは適正でない。契約ごとに、法施行令 167 条の場合に該当するか検討し、契約方法を選定すべきである。</p>	<p>指名競争入札を実施する場合には、契約毎に地方自治法施行令第 167 条第 1 項各号のいずれに該当するか、及び契約方法について執行伺いに明確に記載します。</p>	<p>大気・水環境課</p>
<p>1 2 計画的な立入検査について（指摘） Ⅱ-13-⑯</p>		
<p>県認可の上水道事業等については、「水道立入検査要領」に基づき計画的に立入検査が実施されていたが、専用水道簡易専用水道及び小規模水道については立入検査計画が策定されておらず、変更や苦情があったときのみ立入検査が行われていた。 専用水道、簡易専用水道等についても、要領で、計画的な立入検査を規定する以上、計画的な立入検査を実施すべきである。</p>	<p>今後は、専用水道、簡易専用水道等についても計画的に立入検査を実施していきます。</p>	<p>大気・水環境課 環境生活部</p>
<p>1 3 検査結果の報告徴収について（意見） Ⅱ-13-⑰</p>		
<p>水道事業者等は、水質検査や健康診断を行い、その記録を作成保存しなければならないとされており、「水道事務取扱要領」では、水質基準に適合しないときや異常があったときに報告することとされている。 水道の水質が人の健康に直結する可能性があり、異常があったときのみ設置者自らの報告を期待するあり方は十分ではない。「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」の見直しを検討すべきであると考えます。</p>	<p>「水道立入検査要領」と「水道事務取扱要領」については、今後計画的に実施していく立入検査の結果を検証するとともに、他の都道府県の状況もふまえて見直しを検討します。</p>	<p>大気・水環境課</p>
<p>1 4 水道事業者に対する立入検査における行政指導について（意見） Ⅱ-13-⑱</p>		
<p>立入検査において、水道事業者に対して指導を行った場合、文書により通知するとともに、指導事項に対する対応方針を文書により提出することを求めているが、改善指導した事項が改善されず、再び指導をしたものがあったことから、実際に改善指導に従った改善がなされたかどうかの確認を行い、改善されないまま放置されないようにすべきである。</p>	<p>立入検査における指導について、法令違反事項の場合は、早急に改善の措置を行うよう指導し改善されるまで明確に文書で指導と確認をしていきます。その他指導事項の場合は、行政指導であることを明確に伝え、改善する意志の有無や具体的な改善時期を聞き取りながら確実に指導と確認をしていきます。</p>	<p>大気・水環境課</p>

15 報告徴収・立入検査の件数について（意見） Ⅱ-15-⑱

三重県の特定建築物に対する報告徴収・立入検査の回数は、他県と比べ相当低い。報告徴収・立入検査を計画的に行うかどうかなどの方針について、部内で定めたものはないが、三重県における報告徴収・立入検査のあり方を、あらためて関係部署と協議し、検討すべきであるとする。

建築物の衛生的環境にかかる問題が特に発生していない当県の状況を勘案すると、新たに事業者の特定建築物維持管理報告書を計画的に求めることは難しいと考えます。報告徴収については、問題が生じた場合に必要に応じて対応していきます
 なお、立入検査については、計画的に実施していきます。

大気・水環境課

16 浄化槽に係る補助金について（意見） Ⅱ-17-⑳

県は、あらかじめ次年度の補助金の要望額を各市町に確認したうえ、補助金額を決定している。
 しかし、実際の交付した補助金の額は、要望額を大きく下回って、当初予算の55%にとどまっている。両金額が大きく乖離している状況は望ましくなく、現状に即した回答を行うよう周知を行い、指導の強化も行うべきである。

浄化槽の転換等は、個人の消費行動に左右されるため、要望額と乖離することがあります。
 しかし、最終補正時の金額と要望額の乖離が大きい市町については、その都度、乖離した理由を確認し是正するよう指導しています。今後も引き続き大きな乖離が生じないよう市町を指導していきます。

大気・水環境課

(3) 廃棄物総合対策の推進

1 参考書籍購入時の調達方式について（指摘） Ⅲ-1-㉑

担当課は、業務処理の参考資料として、書籍を11冊購入することを計画したが、合計5万円以上となることから法施行令に従い競争入札が行われたものの、入札は不調となった。
 そこで担当者は、6冊の発注と5冊の発注に分離し、5万円未満の発注で「少額物品購入」に該当するとして、電子調達システムによる競争入札を回避した。
 しかし上記手法は、一定金額以上の契約について、電子調達システムによるものとした調達基準の潜脱であり、不適切といわざるを得ない。

参考書籍の購入にあたっては、三重県電子調達システムにより、11冊分を定価と同額の予定価格（税込7万7,200円）で見積合わせを実施しましたが、見積参加者からの見積は定価を超える金額（税込8万1,000円）であったため、契約に至ることができませんでした。このため、三重県少額物品・役務等調達基準に基づいて、6冊と5冊に分け別々に発注、購入（税込7万7,820円（定価+送料））したものです。
 指摘をふまえ、適切な調達事務に努めていきます。

廃棄物・リサイクル課

<p>2 災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成修了要件について（指摘） III-3-㉓</p> <p>人材育成研修の修了要件は、3分の2以上の受講が必要とされているが、3分の2未満の出席率の受講者についても、不参加の講義DVDの視聴完了を口頭にて確認して修了認定証を授与することとされている。そのため3分の1しか受講せず、DVD視聴完了にて修了認定証が交付されている者がいた。</p> <p>しかし、本研修内容は、大規模災害発生時の対応方針に関するグループワークも大きなウエイトを占めていて、DVDを視聴するだけでは十分な研修効果があるか疑問が残る。本研修の目的及び内容の観点に照らすと、講義全体の3分の1しか参加していない者に修了認定証を授与すべきではなかった。</p>	<p>修了証を授与する本研修については、平成30年度で終了していますが、修了証の授与者に対して、本年度以降に実施していく、新たに発生した災害における対応事例や国の災害廃棄物対策の取組などに関するセミナー及び様々な事態を想定した図上訓練を実施することで、専門性等の維持・向上を図ります。</p>	<p>廃棄物・リサイクル課</p>
<p>3 産廃許可取消行政処分後における調査不履行（指摘） III-4-㉔</p> <p>愛知県で既に産業廃棄物収集運搬業を営んでいたA社が、他県で許可を既に取得している場合の「先行許可」制度を利用し、三重県にも同許可を申請し、三重県でも許可を得た。その後、A社代表者が廃棄物処理法違反による有罪判決を受けていたことが発覚し、愛知県での許可が取消された。</p> <p>同愛知県での許可取り消しを三重県においても覚知したことから、三重県は、他府県における許可取り消しを理由としてA社の許可を取り消した。ただ三重県は、許可申請時に遡って許可が無効となるものではないとして、顛末調査を行っていない。</p> <p>しかし、A社は、三重県で許可されてから取り消されるまでの約半年間、実質的な欠格事由がある状態で、三重県内で産業廃棄物の収集運搬を行っていた可能性が高い。従って、A社によって行われた県内での収集運搬の実態について、三重県側において何ら調査が行われていない点については、不適切な処理といわざるを得ない。</p>	<p>こうした事案の発生時には、許可取消の対象業者による処理事績等の調査・確認について、徹底していきます。</p>	<p>環廃棄物・リサイクル課</p>
<p>4 公用車フロントガラス飛び石損傷の発生機序について（意見） III-5-㉕</p> <p>公用車フロントガラスに、10mm程度の損傷が発生しているのが見つかったものの、公用車については、使用前後に目視点検が行われ直近の点検時には異常が発見されていなかったことから、県庁駐車場に駐車中に飛び石被害に遭ったものとして処理されている。</p> <p>しかし、県庁駐車場は、道路幅は狭いうえに行き止まりとなっており、同所を走行する車両の速度はせいぜい時速20km程度と考えられ、フロントガラスを損傷させるほどの飛び石が発生するとは考えられない。従って、本件飛び石被害は、公道を走行中に発生したものと考えられ、公用車使用前後の点検が不十分であったものと思われる。</p>	<p>本被害の発生を受け、公用車の使用時における走行前及び走行後の確実な点検の実施並びに安全運転の励行について、職員に周知したところであり、今後さらに周知を徹底していきます。</p>	<p>廃棄物・リサイクル課</p>

(4) 産業廃棄物の監視・指導状況

1 県保有車両に対するドライブレコーダー設置の提案（意見） IV-1-㉔

公用車が中央線を越えた対向車両に接触され、そのまま現場を立ち去られた事故の被害を受けた事案があったものの、加害者を特定できず、被害回復をすることができなかった。
 このような事故に備えて、県保有車両にドライブレコーダーを登載すれば、上記事故に限らず、交通事故発生時に加害者の特定や過失割合の確定の役割を果たすことになり、その結果公金支出を減少させる効果が期待される。近時、ドライブレコーダーの低価格化が進んでいることから、その費用対効果は高いものと考えられるので、ドライブレコーダーの搭載を検討すべきである。

廃棄物の監視・指導課の各公用車へのドライブレコーダーの登載については、厳しい財政状況の中ですが、その必要性について検討していきます。

廃棄物監視・指導課

2 ドローン操縦の際の安全確認（指摘） IV-2-㉕

県職員が廃棄物の状況確認のため、ドローンを用いて空中撮影中、操作ミスで木にドローンを衝突させ損傷させる事故を発生させた。なお、上記事故時には、1名の職員で操縦と撮影を兼務していた。
 ドローンについては、それ自体の価格が高価なだけでなく、事故が発生した場合、人の生命身体に危害を加える恐れがある。従って、ドローンを用いて撮影を行う場合には、複数の人員で臨む運用を徹底されたい。

ドローンの操縦と撮影を兼務していたことにより発生した本件事故を受けて、飛行マニュアルに、撮影と操作は複数の者で対応することや様々なトラブルを想定した再発防止に必要な内容を追加し、当課の全職員に対して改正後のマニュアルの周知徹底を図るとともに、実地研修を行うことにより再発防止策を講じました。

廃棄物監視・指導課

3 ドローン活用法について（意見） IV-2-㉖

廃棄物量の正確な把握のための測量作業は、人員や時間を要するうえ危険を伴う作業であったところ、測量システムを導入したドローンによる測量は、作業員数を削減でき、安全性も向上したとされている。
 しかし、測量作業は、行政処分等の準備作業にすぎず、一刻を争うものではなく、ドローンの活用は職員の測量作業の軽減目的よりも不法投棄の未然防止や早期発見といった県民のための目的に重点をおくべきである。

ドローンによる測量作業は、不法投棄等の不適正処理や不適正保管案件の全容を迅速かつ正確に把握し、許可取消等の行政処分を含む速やかな是正指導を行ううえで、非常に重要となっています。
 また、こうした作業の効率化、迅速化が、限られた人員による監視体制において、その強化を図るうえで有効であり、不法投棄の未然防止や早期発見につながっているものと考えています。

廃棄物監視・指導課

<p>4 不法投棄禁止電柱広告の効果について (意見) IV-2-㉔</p> <p>不法投棄禁止電柱広告により効果が期待できるとすれば、比較的悪質性の低い人物に限定されると思われる。</p> <p>仮に設置するとしても、同広告の目的が高い公益性を有していること、及び山間部の電柱であるため、商用目的の競争相手がほとんど存在しないこと等に鑑み、使用料の無償(又は無償に近い低額)化を要請し、実現しなかったときは、協力いただける住民の家屋や塀等に無償で設置する等、効果に見合った費用による設置方法を検討すべきである。</p>	<p>電柱広告は、不法投棄が多く発生しやすい山間部を中心に設置しており、不法投棄の監視の目が山間部にも常時届いていることを示すことによる牽制効果と不法投棄発生時に速やかに通報いただく効果があるものと考えています。なお、経費面においては、設置場所が山間部であるため広告料金は比較的低額であるものの、それ以外に広告の制作費や広告のメンテナンスなどの管理費用も必要となります。今回の意見もふまえ、極力予算を節減できる有効な手法について検討していきます。</p>	<p>廃棄物監視・指導課</p>
<p>(5) 産業廃棄物の不適正処理事案への対応</p>		
<p>1 指名競争入札という契約方法の選定について (指摘) V-1-㉙</p> <p>廃棄物適正処理 PT が発注した「公共」に区分される委託契約について、(2) 11 と同様、全件、自動的に指名競争入札という契約方法を選定するのではなく、個々の契約ごとに、法施行令第 167 条の場合に該当するかどうかを検討し、契約方法の選定をすべきである。</p> <p>また、契約方法を執行伺いに記載しておかなければならない。</p>	<p>(2) 11 の対応方針と同様です。</p>	<p>廃棄物適正処理 PT</p>
<p>2 環境生活部競争入札等審査会設定要綱について (意見) V-1-㉚</p> <p>環境生活部競争入札等審査会設定要綱では、物件関係契約については、明確に規定されているが、建設工事等については、「建設工事執行規則その他の定めるところにより審査する」とされているのみであり、その審査する事項、審査対象が明確でないものとなっている。</p> <p>「建設工事等」における所掌事務・審査対象を明確に規定すべきである。</p>	<p>環境生活部競争入札等審査会の建設工事等における所掌事務・審査対象については、同審査会設置要綱の「建設工事執行規則その他の定めるところにより審査する」との規定に基づき、一般競争入札実施要綱等の規定を根拠としています。意見をふまえ、同審査会設置要綱の中で直接的に規定するよう改正します。</p>	<p>廃棄物適正処理 PT</p>
<p>3 印紙税額の算定について (指摘) V-1-㉛</p> <p>代執行用地として賃借した土地の賃貸借契約書の中に、賃料の総額を契約金額として印紙税額を算定するものがあった。</p> <p>賃貸借契約においては、権利金等の契約に際して相手方当事者に交付されている金員が契約金額であり、賃料は契約金額には該当しない(印紙税法基本通達第 23 条第 2 号)ので、同取扱いは印紙税法の解釈を誤ったものである。</p>	<p>契約書における収入印紙の貼付については、指摘のとおり、賃貸借契約にかかる賃料は契約金額には該当しないものとして適切に対応します。</p>	<p>廃棄物適正処理 PT</p>

<p>4 水処理施設薬品納入単価契約（平成 30 年度環境修復事業、桑名市五反田事案支障除去対策事業）に係る入札に際しての入札書比較価格について（意見） V-1-㉔</p> <p>参考見積の聴取時には、内訳金額の合計金額の 1,000 円未満を切り捨てた金額で入札する旨、所定の書式に記載しているというが、それが事業者に徹底されているとは言い難い。本件においては、1,000 円未満の金額を切り捨てなかったことが原因で 1 回目の入札が不成立となり、2 回目の入札で 1 回目の入札価格を約 10 万円下回る金額での落札となった。</p> <p>県による過大支出を抑えるという点からすると落札価額は低くなる方が望ましいとはいえず、それが事業者に対する周知不足を原因とするのであれば、現行の県の運用は望ましいものとはいえず、こうした原因による入札不成立を防止すべく、より事業者への周知を図るなど、対策を講じるべきである。</p>	<p>入札金額の千円未満を切り捨てることについて、事業者への周知徹底を図るため、仕様書に加え、入札時に提出を求める入札内訳書の様式内にもその旨を表記します。</p>	<p>廃棄物適正処理 PT</p>
<p>5 設計単価の算定に関して（意見） V-1-㉕</p> <p>委託業務の設計単価算出に際して、4 社の見積もりを取得していた。しかし、実際の設計単価の計算は 3 社の見積もりから算出されていた。恣意性排除のため、4 社の見積もりを取った以上、4 社すべての見積もりに基づき設計単価を算出すべきであったと考える。</p>	<p>設計単価の算出にあたっては、見積りを徴取した全ての業者を対象にすることを徹底します。</p>	<p>廃棄物適正処理 PT</p>
<p>6 土地賃貸借契約の契約期間について（意見） V-1-㉖</p> <p>土地の賃貸借契約書は、すべて 1 年とする契約であった。これらの借地については、施工ヤードは工事終了まで必要であり、管理道路はこの事業が終了する令和 4 年度までは必要とすることであった。</p> <p>もし仮に地権者が賃貸借契約の更新に応じないこととなれば、令和 4 年度末までに事業が完了せず、産廃特措法の支援措置が一部受けられないことにもつながりかねない。</p> <p>このような影響の大きさを考慮し、土地賃貸借契約を 1 年毎の契約とするか長期継続契約とするかの比較検討過程と結果を文書で残しておくべきである。</p>	<p>土地賃貸借契約については、地権者の事業に対する十分な理解を得ながら契約を締結しており、工事の進捗により借地範囲が変動することなどから、1 年毎の契約としています。</p> <p>今後、各契約における契約年数の検討等の結果について、明確に書類に記載しその保存に努めていきます。</p>	<p>廃棄物適正処理 PT</p>
<p>7 代執行事業終了後の措置について（意見） V-1-㉗</p> <p>代執行事業終了後に残存する施設について、県は、原因者名義の土地の従物であるため、代執行事業終了後は原因者に帰属するとの理解の元、残存する施設の維持管理については、廃棄物処理法上の区域指定を行った上で、土地の形質の変更を規制すること等を検討しているとのことであった。</p> <p>しかし、上記措置としては不十分であると思われ、県における実効的な管理行為を可能にする方策を検討すべきである。</p>	<p>代執行終了後の事案地の管理については、法令上の考え方をふまえて、それぞれの事案地の状況に応じて、有識者（弁護士）の意見も聞きながら、実効的な管理を可能にする方策を引き続き検討していきます。</p>	<p>廃棄物適正処理 PT</p>

8 原因者の相続への対処について（指摘） V-1-㉞

原因者が死亡した場合、代執行費用の求償債務は、原因者に一身専属のもので、相続人には承継されないと解されている。県は、相続人と交渉を行い合意に至った場合に限り、相続人が相続した財産から寄付を受けているとのことであった。しかし、原因者の財産から求償債務の回収が徹底されずに、多額の相続財産を残すといった事態があってはならない。

そこで、原因者に対する求償が適切になされるよう、妥当な分納額についての検証を行うとともに、原因者名義の財産に対する滞納処分を行うこと等も検討されるべきである

また、原因者の生前の段階より差押えを行っておき、原因者の死亡後に国税徴収法 139 条 1 項を活用して、滞納処分を行う手段等、原因者の死亡後において求償権を行使するための方策も検討されるべきである。

こうした事案については、今後、適切に徴収を図ることが検討されるべきである。

原因者の財産については、預貯金調査、収入状況調査及び不動産調査等の財産調査のほか、本人への面談も行いながら回収可能な財産の有無を詳細に確認しているところだ。

指摘にあるような多額の相続財産が残されることとならないよう、今後も、国税徴収法の取扱いに準じた厳格な滞納処分を適切に行っていきます。

廃棄物適正処理 PT

9 原因者による財産処分への対処について〈1〉（指摘） V-1-㉟

原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、財産分与を原因として妻名義に変更した事案があった。

原因者には目ぼしい資産がなかったことから、上記の財産分与を原因する名義変更は、過大な財産分与として詐害行為取消の対象となる可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に詐害行為取消等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。

指摘の事案は、当時（平成 14 年度）、詐害行為として当該財産分与の取り消しを行うことについて検討する中で、弁護士に確認したところ、当該財産分与の内容が不相当に過大であるとは言えず、取り消しは困難であると判断したものです。

廃棄物適正処理 PT

10 原因者による財産処分への対処について〈2〉（指摘） V-1-㊱

原因者に対する行政代執行費用の求償請求が開始した後に、原因者名義の不動産を、時効取得を原因として妻名義に変更した事案があった。

婚姻中の妻が夫とは別個独立の占有を行っていたとは考えがたいことから、上記の時効取得を原因とする名義変更は、不実登記である可能性がある。このような原因者による不当な財産処分に対しては、適切に無効登記等の主張を行い、原因者名義の財産の回復及び同財産からの回収を図るべきである。

指摘の事案は、当時（平成 14 年度）、不実登記の取消しについて検討する中で、弁護士に確認したところ、不実登記を明確に証明し、無効登記の主張を行うことは困難であると判断したものです。

廃棄物適正処理 PT

1 1 原因者の生命保険契約について（意見） V-1-㉞

代執行費用の求償が行われている事案の中に、資力が乏しいとの理由で毎月5,000円から1万円の分納を行っている一方、毎月3万から5万円の生命保険料の支払いを行っているものがあつた。

県は、原因者が死亡した場合には、相続人である親族に対して求償請求を行うことができないとの見解をとっている。そして、生命保険金は、受取人である親族固有の財産となるため、求償権行使の対象とすることができない。結局、原因者が生命保険料を支払い続けることにより、その分、求償権の対象となる財産が減少することとなる。

このように原因者の意思により求償権の対象となる財産を減じられている実態は、極めて不当であり、生命保険契約の解約を求め協議を行うこと、行政代執行法6条に基づき、滞納処分を行い、解約返戻金債権から徴収することを検討すべきである。

滞納処分の対象となる財産は、原因者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない範囲内であることとされています。意見にある「毎月3万から5万円の生命保険料」は、多重債務状態である原因者が、債務整理を担当している弁護士に、必要経費と認められている「生命保険料（本人分）」と「自動車保険料（本人分と扶養家族分）」です。

なお、原因者の分納額については、昨年度は月5千円から1万円へ増額し、本年度も月1万円から1万5千円へ増額するなど、多重債務の状況や支払い能力を詳細に把握しながら指導を行い対応しているところです。

廃棄物適正処理 PT

1 2 分納誓約の額について（意見） V-1-㊿

代執行費用の求償が行われている事案の中に、原因者が500万円から600万円の収入を得ながら、分納金は毎月5000円から1万円にすぎないものがあつた。

代執行費用の求償債務については、国税滞納処分の例により徴収することができることとされており（行政代執行法6条1項）、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有するとされている（同法6条2項）。また、原因者が得ている給与については、給与所得者の所得税、市県民税、社会保険料、給与所得者と生計同一親族の最低生活費を超える額については、滞納処分の対象となり得るものとされている（国税徴収法第76条第1項）。

これらの点を踏まえると、上記の分納額は、低額にすぎないきらいがある。国税徴収法76条第1項の規定等を参照しつつ、分納額の増額についての協議を行うべきである。また、原因者と分納額についての合意を行うことができない場合には、給与等に対する滞納処分も検討されるべきである。

意見にある原因者については、代執行費用の求償債務以外の国税等の滞納も含めた多重債務状態にあり、収入の大部分をそれらの返済に充てている状況です。

本年度においても、他の債務の返済状況等をふまえ、分納額を増額したところであり、今後も引き続き詳細な状況確認を行いながら、可能な限り増額できるよう指導していきます。

廃棄物適正処理 PT

9 各種審議会等の審議状況について

(令和元年11月25日～令和2年2月16日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和元年12月24日
3 委員	会長 駒田 美弘 副会長 朝尾 高明 矢倉 政則 委員 井川 洋子 他22名
4 諮問事項	(1) 三重県環境基本計画の改定について (2) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について (3) 三重県廃棄物処理計画の策定について (4) 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	(1) 三重県環境基本計画の改定については、「三重県環境基本計画策定部会」において取りまとめられた最終案の審議が行われた。 (2) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方については、「産業廃棄物条例部会」において取りまとめられた最終案の審議が行われた。 (3) 三重県廃棄物処理計画の策定については、「三重県廃棄物処理計画部会」の設置が了承され、部会員の指名が行われた。 (4) 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定については、「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会」の設置が了承され、部会員の指名が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年9月～12月（予定） 今後の予定：三重県廃棄物処理計画の策定および三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定については、中間案の審議が行われる予定

2 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）策定部会
2 開催年月日	令和2年2月6日
3 委員	部会長 朴 恵淑 部会長代理 立花 義裕 委員 井川 洋子 他7名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	部会長および部会長代理が選任され、三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）に関する策定の考え方や三重県の温室効果ガス排出状況、適応計画等について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年5月頃 今後の予定：三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の骨子案について審議が行われる予定

3 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和元年12月19日
3 委員	会長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委員 大川 暢彦 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和元年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年3月12日

4 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	(1) 令和元年12月24日 (2) 令和2年1月15日
3 委員	(1)、(2) 小委員会委員長 太田 清久 他9名
4 諮問事項	(1)、(2) 都市計画道路鈴鹿亀山道路に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和2年2月25日

5 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	令和2年1月16日（第1回調停期日）
3 委員	調停委員長 石川 友裕 委員 古田 さとり 委員 増山 裕之
4 諮問事項	令和元年（調）第1号事件
5 調査審議結果	申請人および被申請人から意見の聴取を行ったが、当事者間に合意が成立する見込みがないものと認め、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切った。
6 備考	次回開催日：なし

6 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和2年2月6日
3 委員	会長 田中 亜紀子 会長代理 神長 唯 会長代理 松井 睦夫 委員 川北 秀成 他16名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

7 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和元年12月2日（第1部会） (2) 令和2年1月28日（全体会）
3 委員	(1) 部会長 三田 泰雅 副部会長 上山 千秋 委員 上島 邦彦 他4名 (2) 会長 小川 眞里子 副会長 中嶋 豊 委員 秋吉 しのぶ 他10名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	(1) 知事への提言項目および令和元年度中間評価について審議が行われた。 (2) 知事への提言（案）および令和元年度中間評価（案）について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：令和2年2月28日、知事への提言を実施

8 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	令和2年2月4日
3 委員	会 長 西川 幸城 副会長 平島 円 委 員 井坂 衆 他10名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県消費者施策基本指針（消費者教育推進計画を含む。）の最終案について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定